

衆第一議院会商工委員会議録第八号

昭和五十九年四月四日(水曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 梶山 静六君

理事

本日の会議に付した案件  
機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)  
中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

出席國務大臣	通商産業大臣官房長官	福川 伸次君
出席政府委員	通商産業大臣官房審議官	棚橋 祐治君
	通商産業大臣官房審議官	山田 勝久君
	通商産業大臣官房長官	小此木彥三郎君
	出席國務大臣	

同日	辞任	柏谷 駿君
	横手 文雄君	原田 昇左右君
	横手 文雄君	金子原二郎君
	横手 文雄君	深谷 隆司君
	横手 文雄君	永江 仁君

委員の異動	同日	補欠選任
	辞任	柏谷 駿君
	辻 英雄君	森田 一君
	辻 英雄君	大島 理森君
	辻 英雄君	船田 元君

特許庁長官	中小企業庁長官	文化庁文化部著
若杉 和夫君	中澤 忠義君	吉田 茂君
○梶山委員長	○奥野委員	○大島委員
これより会議を開きます。	内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。	きのう大臣の方から提案についての趣旨説明をお伺いしたわけですが、その御説明によりますと、この法律案の改正の理由といふのは、信用保険事業の業務量の増大が見込まれて現状であるので、これに的確に対処する体制の整備をするため、こうなつているわけでござります。そのことから考えますと、從来どおり通産省がこの仕事を担当していたのでは的確に対処できません。そこで、この仕事は、奥野一雄君がこの仕事を担当していただけたわけですね。奥野一雄君がこの仕事を担当していただけたわけがない、こうしたことのように受け取れるわけでございます。

○梶山委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

○梶山委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

そこで、どうして通産省が担当しておれば的確に対処することができないのか、そういう根拠といふのですか理由、それから通産省が担当しているればこういうネックがあるのだというようなものがあつたらお示しをいただきたいと思うわけです。  
それからもう一つは、現在事務量が増大しているために事務処理をできないでおくれている、こういうものがあつたら一緒にお示しをいただいたいと思うわけです。  
○小此木國務大臣 近年、機械類信用保険制度の事業規模は、リース契約の普及等によりまして飛躍的に増大しております。さらに、今後ともこれが着実に増加する見込みでございます。今後予想される業務の増大に対処するためには、事務処理の一層の効率化がなくべからざるところでござります。このため、一般、機械類信用保険制度とともに、中小企業の信用力補完を目的といたしまして、同じく保険事業を営む中小企業信用保険公庫

にこれを移管することによりまして、大型コンピューターシステムの共同利用であるとか、既存組織の有効活用等を通じまして、業務の増大に円滑かつ弾力的に対応し得る体制を整備すること、そういうことにしたものでございます。  
○奥野(一)委員 内情というのですか、ある程度のことは私も聞いて承知をしているわけですが、私が端的に聞きたいのは、信用保険事業の業務量が増大する、確かに最近ふえてきているわけです。そういうことは通産でやつておつたのではなくて、公庫の方に移管をすればできるのだと、なぜ移管をするのかということがびんとこないわけなんですね。そのところをちょっとお尋ねしておきたかったわけなんですよ。

○志賀(二)政府委員 お答え申し上げます。  
基本的な考え方方はただいま大臣がお答え申し上げたとおりでございます。  
いずれにいたしましても、最近非常に機械保険の事務量が増大しております。例えば包括保険契約数で申しますと過去五年で年9%くらいふえておりますし、あるいは引受保険金額で申しましてやはり過去五年で年23%ぐらいふえているわけあります。そういうことで非常に事務量がふえています。そういうわけではないと思つております。もちろんやつていけるわけでも、いずれにいたしましても、それでは通産省ではやつていけないのかという点につきましては、これはやつていいか、こうしたことであろうかと思います。  
私たちもといったしまして、從来から業務量の増大に対応いたしましてコンピューターの利用であるとか、いろいろ努力はしてまいっているわけありますけれども、先ほど大臣からもお話をござい

ましたように、この際同じような仕事をやっております中小企業信用保険公庫に移管いたしました。そういう面についても率直に御返事をいたしました。そこでありますとより大きなコンピューターが利用できるわけあります、あるいはコンピューター要員も保険公庫にはいろいろおられます、あるいはこういう信用保険の問題でございますといろいろな審査の仕事もござりますけれども、その審査のノーハウというようなものも保険公庫には蓄積されている、こういうようないろいろな要素を考えてみますと、保険公庫に移管をして、保険公庫の蓄積されておりますいろいろな長所といふものを活用させていただいてけば、よりよくこの業務量の拡大に対応していただけるであろう、こういう考え方のもとに今回保険公庫に機械類信用保険の仕事を移していくらどうか、こういうふうに考えた次第でございます。

○奥野(一)委員 過去のデータを見ますと、確かに業務量は最近ふえてはきているのですが、最近の状況よりもむしろその前、この辺あたりの方がむしろ急激にふえてきているのですね。例えば、包括保険契約件数からいきますと、五十年とか五十一一年あるいは五十二年あたりに相当大幅な伸びを示している。あるいは付保件数の方からいっても、五十年とかあるいは五十三、五十四、五十五八年はまた急激に伸びておりますが、むしろそういう過去の方が相当大きな伸びを示しているわけであります。ですから、本来であればその時点での今のようないふえが出てくるのであれば話はわかる。しかし、過去そういう大きな伸びがあつて、そして今日、私ども率直に言つて、聞いている話の中では、特許特別会計が新たにできると、行革やなんかの趣旨からいって、特別会計をこれ以上ふやしてはだめだ、そういうことの方がむしろ真相だろう、こういうふうに受け取つておるわけですね。そういう点考えてみますと、さてそれでは一体行革というのは何なんだ、余り安易過ぎるんじゃないかという印象を受けたわけですね。そういう面から今あえてそういう点についてお尋ねをしたわけですけれども、大体私の方でもそ

ういう事情でないかな、こう思つておるのですが、そういう面についてもし率直に御返事をいたさるのであれば、それで私の方は理解をしたいと思うのですが、どんなものでしよう。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたように、過去においてより業務量がふえた時代がありますが、ちとまではないか、こういうことでございますが、そういう時代も確かにございました。ただ、要するに規模という面から申しますと、その当時は伸び率としては大きかつたけれども、規模としては現在に比べましてまだかなり少ない時代であつたと思います。いずれにいたしましても、從来、私どもそういう仕事の増大に対応いたしまして、先ほど申し上げましたように、仕事の合理化といふ形で対応してまいつたわけでございます。

ただ、ここまで仕事が大きくなつてしまりますと、さらにつ一層の効率化ということによって対応しよう、よりよく対応しようということになりまことに比べましてまだかなり少ない時代であつたと思ひます。いずれにいたしましても、従来、私ども申し上げましたと、その当時は伸び率としては通産でできぬ、なかなかやらなかつた、それを公庫に移管することによって今日現在よりよりよくなるのだ、そういうことについての方針というのですか、公庫の方に移管をされてきたら、こういうふうに対応していこうというような形でやつてきますよ、そうするとより便利になります。

○谷敷説明員 お答え申し上げます。

私の方は、通産省の方からこの仕事を引き受けないかというお話をございましたので検討を

し、先ほど申し上げましたように、この際中小

企業信用保険公庫へと、こういうふうに私どもが

考へたわけでありますけれども、ただ同時に、特

許の方におきまして、こちらの方も特許の事務と

いうもののコンピューター化がぜひとも必要、そ

れをやつてしまひませんと、なかなか特許事務が

うまくいかない、こういう事情がございまして、

そういう観点から、特許庁において特別会計をつ

くつて、そういう特許業務の効率化というものを

抑制という観点から、できるだけ抑制すべきであ

る、こういう方針が出ておるわけでございまし

て、そういうことも考え方でございましてこういふ

つもりでございます。

そこでちょっと、中小企業信用保険公庫の方に

すが、今担当の方から、移管をしなければならないことの理由について説明があつたわけであります。私ども、そういう面から考えますと、その通産省から公庫へ移管になるということです。その移管の理由である業務量の増大に的確に対処していくための体制づくりが必要になつてくる、こういうふうになるわけであります。もちろんまだ時間がございます。十月一日からでありますから、まだ期間はあるわけですが、公庫の方

もそのための体制づくりが必要になつてくる、このういう面でやつてきますよ、どうするとより便利になります。しかし、時期的にまだ六ヶ月もある話ですか

ら、その間までにこれは詰めるということであれば、私の方はそれでもいいわけなんですか

れども、今そこまでお答えを求めるのは少し無理かな

という感じもしてゐるわけなんです。

私の方から通産当局なりあるいは公庫の方に要

望として申し上げておきたいのですけれども、せ

つかくこういうふうにして今まで通産がずっとや

られてきて、それをよりペーナーなものにするため

に移管をされるということがありますから、実際に

移管をされた後、関係業者の方からも、公庫の方

に来て業者自身としてもメリットがあつた、ある

いはより今までの事務的な処理や何かがスムーズ

にいった、こういうふうにして喜ばれるような体

制というものはぜひつくつていただきないと、何

か通産の方で余したと言うと語弊がありますけれども、そつちの方から来たというだけでは、これ

はちょっと移管をするということ自体に問題があ

ります。まだ正式に移管をされておるわけではない

し、十月からですから、これからいろいろな面で

通産当局の方と打ち合わせをしながら、当然体制

づくりというものをやつていかれると思うので

す。ですから、現在の段階で具体的にどうのこう

のということはなかなか出ではまらない、こう思つておきますように、表面的な理由というのは、業務

量が増大をしてきて、いわゆるお役所仕事の中では対応できない部分が出てくるから、公庫の方に移管をするのだ、こうとれるわけですね。



下してきていることは事実でございます。ただ、先ほど申し上げました五十八年度末の見込みの〇・八九四%を、例えば輸出保険特別会計と比べてみると、実は現在の輸出保険特別会計の支払い準備率というものは、リスクジュールの関係で支払いが急増しているということで、最近異常に低下しているという状況でございます。したがいまして、現在よりも少し前の時点の輸出保険特別会計の支払い準備率と比べてみないといけないわけありますけれども、輸出保険特別会計の支払い準備率を見ますと、先ほど申し上げました〇・八九四%とほぼ同じ、あるいは若干下回るぐらいの感じではないかと思しますけれども、大体同じくらいでございます。したがいまして、〇・八九四%というものはほかの保険に比べまして決して低いものではないのではないかと存じます。

さらに、五十九年度の傾向はどうなるであろうかということでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、五十九年度は黒字が計上される予定でございます。そうなりますと、累積損が減少してまいります。そういうことから申しますと、例えば五十九年九月末で國の保険から公庫の保険に切りかわるわけでありますけれども、九月末の時点で試算をしてみますと〇・九〇一ぐらいになります。したがいまして、傾向としてはこれから上向きに転ずるというふうに思つてゐるわけございまして、いろいろな要素から考えてこの支払い準備率で大丈夫であるというふうに私どもは判断をして差し支えないと思つております。

○奥野(一)委員 次に、職員の出向の関係について少しお尋ねをしておきたいと思っておるのであります。

五十九年十月一日で通産の方から公庫の方へ三十二名ですか、出向という形になるというふうに聞いているわけですが、お聞きをしておりますと、この方々は一たん通産を退職されて公庫の方へ出向という形になる。これはわからない点がいろいろ出てくるわけです。今一つ一つ申し上げま

すので、お答えをいただきたいと思うのです。

三十二名のうち六名は地方の通商産業局だといふうに聞いておりますが、この三十二名の方が公庫の方へ行かれる、通産は一たん退職という形になって退職金をもらわないで出向になる。一つは、出向する期間ははつきりしているのかどうか、出向の期間。それから今度は、出向される一定の期間があるのじゃないかと思うのですが、その期間の途中か、あるいは期間が満了したときにまた本省に戻つてくるという形になるのかどうか。その場合に、通産の方は定員減になるんだろうか。出向する期間ははつきりしているのかどうか、出向されたある一定の期間があるのじゃないかと思うのですが、その期間の途中か、あるいは期間が満了したときにまた本省に戻つてくるという形になるの

か。その場合に、通産の方は定員減になるんだろうか。出向する期間ははつきりしているのかどうか、出向されたある一定の期間があるのじゃないかと思うのですが、その期間の途中か、あるいは期間が満了したときにまた本省に戻つてくるという形になるの

が、そのまま出向していただく、こういうふうに考えているわけでございます。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話をございましたように、三十二名、これは中央が二十六人、地方が六人でございますけれども、三十二名の職員が公庫の方に当面出向していただく、こういうふうに考えて

いるわけでございます。

そして出向の期間でございますが、これは特別の出向とは我々思つておませんで、通常の出向と思つております。通常でございますと出向期間は大体二、三年でございます。もちろん本人の御希望その他があるうかと思ひますけれども、大体二、三年になるのではないかと思つております。

したがつて、いざれこの職員が通産省に帰つてくれるわけですから、通産省としては当然出向した職員がまた復帰してくるというふうに考へてゐるわけでございます。

そのときには、公庫の方ではそれにかわるべき人を養成をしておかなければならぬと思うのですね。そうであるのですが、公庫の方ではそれから公庫の方へ戻つてくるといふのであれば問題はないわけです。しかし、そうではないようなんですね。公庫の方にも三十二名の定員増でそのままそつちへ行くといふことですから、引き揚げてくるときに、せつかく揚げるというのであれば問題はないわけです。しかし、そうではないようなんですね。公庫の方でも、仕事を教えてもらって、教え終わったら引き揚げるといふのであれば問題はないわけです。しかし、そうではないようなんですね。公庫の方にも三十二名の定員増でそのままそつちへ行くといふことですから、引き揚げてくるときに、せつかく仕事をやつている人が引き揚げてきた、公庫の方ではその仕事をやるべき人材が養成されていないというふうなことはございません。当然、定員といふことは常に定員はいろいろ動いているわけでございまして、定員のそのとききのある程度のあきらめはあります。そういうのはあるわけでございます。そういったところの定員の中で復帰していただく、こういうことになるわけであります。

それから退職金はわかつたけれども、公庫の方手当の方はどうかというお尋ねでございますけれども、こちらの方も、國家公務員共済組合法第二百二十四条の二といふのがございまして、これで年金についても、出向期間中も長期組合員として継続するということになつてゐるわけでありまして、その辺の手当ではできているわけでございま

すから、どういう措置をとろうとしているのか、それを聞きたいということです。

それから、戻つてくる場合に、通産の方はたしか定員減になると聞いておりますので、そのとき改めてまた定員増といふ措置をとるのかどうか。三番目は、退職金についてはお話を聞いてある程度わかりました。通産では退職金をもらわないで行つて、例えば向こうの方に継続するという場合であります。

だから、これはあるいは公庫の方でお答えい

ただく問題かもしませんけれども、いずれにしても当面移管に伴いまして保険の仕事がうまく円滑にいきますように、そういう観点から現在この仕事に携わっている職員を出向させよう、こういうのが基本的な、長期的な方向としてはそういうの

だ同時に、やはりこの公庫の職員の方に、プロパーケーの方にこの保険の仕事を習熟していただきまして、逐次その保険公庫の職員の方にかわっていくわけありますけれども、一つには例えばこの公庫の方たちとの融和を図つていくという面から、二年で、三年でございますと出向期間は大体二、三年でございます。もちろん本人の御希望その他があるうかと思ひますけれども、大体二、三年になるのではないかと思つております。

そういうことで、保険の仕事には関係があるにしても若干違う仕事もやつていただくとか、そのかわりプロパーの方に入つていただいて、それで通産省から出向した職員と一緒にこの保険の仕事を覚えていただく、こういうような、一方においては職員の融和一方においては保険業務の習熟という両者の観点から、いろいろ公庫の方と御相談をしながら出向した職員と一緒にこの保険の仕事を覚えていただく、こういうような問題ではないかと思います。一方においては職員がやらやつていかなければいけない問題ではないかと、いうふうに思つております。したがいまして、その三十二人一遍に引き揚げたら保険公庫の方が困らないかといふことがございますけれども、これは逐次、少し長い時間をかけて公庫の方とも御相談をしながら、そのような問題が起らぬないようにやつていただきたいというふうに思つておるわけ

です。

○奥野(一)委員 ちょっとと今お答えを聞いた中でまだ現然としない面があるので、三十二名通産の方では定員を減らして、公庫の方では三十二名定員がふえるわけですね。これはわかるわけですね。ところが、公庫の方ではその三十二名分については一部二課ですか、機構を新たにつくってそこに全員が配置になるという形になつてゐるよう思うわけですね。今お答えを聞いてお

りますと、いや公庫の方の人方にある程度の期間をかけて仕事も一緒に覚えてもらおうんだ、こういう形になつてゐるのです。

これは公庫の方にもお尋ねしなければならないのですが、一つは、これは勘定を別にしなければならないということになつていますね。そのために新しい機構をつくつてそこに通産から行く人間が全員配置になるということで、それで移管されても業務が停滞しないでスムーズにくくという体制になつてゐるわけです。

〔委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席〕

公庫の方としては、例えば仕事を覚えてもらうといつたつて一人や二人の人間を三十二名と一緒に仕事をさせてやつたつて、これはなかなか全般の仕事を覚えるわけにはいかないと思うのですよ。少なくとも十人とか二十人くらい一緒に仕事を覚えてもらわないとこれはできないわけですね。まことに公庫の方にそれだけの人的な余裕があるのかどうかという心配が一つあるわけです。それから、勘定は別けれども、公庫の方で從来からやられていたり仕事の方のそちらの方からこちへ持つてくる、そういうような状況というものができるのかどうか、これは公庫の方にひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、今お答えのあつた中でそういうよう

ことが実際に、もし今度は公庫のほかの仕事に影響するなんということになつたら、これは大変なことになるわけですね。それで今お伺いします

とこの出向というのは通常の出向だから二、三年くらいだ、こういうことでござります。二、三年

年くらいで例えれば戻つてくる、二、三年くらいまで公庫の方におられるということになるか、これはその時点にならなければわからないと思ひますけれども、そういう状況の中で、この人間のやりくりということで公庫の運営に支障がないといふことになるのか、この点をひとつお尋ねしたい。

それから今お答えになつた中で、仮に三十二名がそつくり戻つてくるというときに、実際実在員

というのは動いているんだから、いや、定員といふものは直さなくともいいんだ、そういう仕組みになつて、仮に三十二名戻つてくるのに、

定員減になつて、仮に三十二名戻つてくるのに、その中に当てはめますよという、そんな簡単なことでこれはいける仕組みのものなかどうかですかね。

それとさつきお尋ねをした中で、退職金のことについては、これはお話を聞いて私もわかりました。それはわかりましたというのは、例えば三十

二名の方がそのまま公庫の方に行かれるという場合には、一たん何か本省に戻ってきて、通産省としての、いわゆる国家公務員としてだと思ひます

が、退職金をその時点でいただいて、今行くところに入れまして業務の勉強をさせるというよ

うなことをやりますならば、二、三年で全部交代できるかと言われますと、これはちょっと問題で

すけれども、少し時間を見ていただけますならば十分やれるんじゃないかと思います。

それから会計を分離する問題につきましても、これは帳簿上の処理でいくわけでございますので、実際は公庫のほかの仕事と全部共通の処理を

いたしまして、ただ決算帳簿をつくるときだけ、これが機械保険の部というふうに分けて処理する

ことが比較的簡単にできますので、この点についても余り問題はないんじゃないか、こういうふうに考えております。

○志賀（学）政府委員 若干私のお答えが言葉足らずであったかと思ひます。もう少し具体的に申し上げますと、これは三十二人出向させるわけでありますけれども、その出向した職員がまた通産省に復帰する場合には、これは一度戻つてくるといふわけではありません。本人の希望もござりますでしょうし、いろいろな事情、仕事の事

情を見ながら復帰してくるわけでありまして、そういう意味におきまして、帰つてきてもその既存の定員の中でも十分吸収が可能であろうといふふうに私は申し上げておきます。

それから、では二、三年たつて三十二人引き揚げたら公庫の方が困らないか、こういう問題でござりますけれども、これは長い間通産省といつてしましてこの仕事をやつてしまつてゐるわけであり

ます。したがいまして、現在いる三十二人のほかにこの仕事をよく知つてゐる職員というのはたくさんいるわけでございます。したがいまして、これから出向させますその三十二人の職員が逐次通産省に帰つてしまります場合に、その後またその

仕事上必要であるということであれば適当な職員を出向させていく、こういうことでつないでいくことがあります。そういうような過程を通じながら逐次

公庫の職員の方にこの仕事をついて習熟をしていくことは当然私どもとして考えているわけではありません。そういうような過程を経ながら逐次

ただく、こういうことになるのではないかといふふうに思つております。

それから年金の問題でござりますけれども、年金の問題につきまして、先ほど申し上げましたように、国家公務員共済組合法の百二十四条の二と

いうのがございまして、ここで、通産省から公庫へまた復帰をいたします、通産省を退職いたしま

す、その場合に公庫に出向した期間というの通算されるわけでござります。ここは退職金の場合と同じでございまして、通算されてやめた時点

年金が支給されていく、こういう仕掛けになつているわけでござります。

○奥野（一）委員 今お尋ねしてちょっと心配なんですね。うまくやつていけるんだろうかという心配が非常にするわけなんですね。まだこれは私の頭の中で済然としないのですけれども、三十二名

出向していく、その三十二名の方が今まで通産でやつておつたと同じような仕事を公庫でやられ

る。その三十二名の方々がそのまま公庫の職員になつてしまふのであれば、公庫としては何も困らないということになるわけですね。ところが、大

体二、三年くらいの間に、それは一遍でなくても希望される以外の方は本省に戻つてくる。公庫の方だつてそんなにたくさん余裕を持つてゐるわけではないので、今公庫の総裁の方からお答えがあ

つたように、それはもう三十二人全部ではない、直接保険の仕事をする方が仮に二十名だとして

も、二十名の人間に一遍に仕事を覚えてもらうとい

うわけにはなかなかまらない、そうすれば二、三年という期間ではいかがかな、今こういう意味

のお答えがあつたわけなんですね。

そうすると、公庫の方で仕事を覚えてもらわなければならぬわけですから、これは相当長期間かかるのではないかという心配が一つあるわけですね。それである程度長くなってしまうと、何か

また支障が出るわけでしょう。期間はよくわかりませんけれども、たしか五年くらいか何かの制限があるのではないかと思うので、そうすると、そ

れ以前に何らかの手立てを講じなければならぬ

い。そういうことを考えてみると、三十二名せ

つかく出向されて同じような仕事をされるのだけれども、そのことが、公庫の職員に仕事を覚えて

もらうということの方がおくれていって、その出

向された職員の方々が逐次戻つてくる段階の中で

混乱を来す、こういうことになれば大変困るとい

う現象になるんじゃないかな。まだ期間がありますけれども、そういう点については打ち合わせをき

つとしておいてもらわないと、その段階で混乱が

起きるということでは困るのではないか、こうい

う感じがしてならないのです。

それから、年金の方で私お伺いしたのは、出向されますが、その年齢層はいろいろだと思うのでありますね、その年齢層はいろいろだと思うのですよ、例えば若い方が出向される、もちろんまだ

年金の受給資格はついてない、そういう方が仮にあります。そして一たん通産を退職をされて公庫の方へ行く、行っている期間は年金の期間に通算される。しかし、戻つてきて、仕事の状態から

何から考えて、仮に本人が自発的な意思でなくてよいよ通産をやめなきゃならなくなる、そして公庫の方へ移るわけです。この辺あたりで年金の関係で不利になるとか、そういうようなことはありませんか。私は年金の面ではその辺がちょっと心配な点なんですね。そういう面で、もしおわかれになつていたらお答えいただきたいと思いま

す。

(渡辺秀)委員長代理退席、田原委員長

代理着席)

○志賀(学)政府委員 先ほどもお答え申し上げま

したように、二、三年たまして通産省の方へ通

常の場合はまた復帰するわけでありますけれど

も、その場合にそのかわりの者を通産省としては

出向させていくということです。そういう

ことで、公庫の方における仕事に支障を与える

ような形で我々としては対応していく、こうい

うことを申し上げているわけであります。

ただ、すべて通産省の出向者だけで今後ずっと

やつていくということになりますと、これはまた

公庫のお立場としていろいろな問題もあらうかと

思います。むしろそのところは公庫と御相談を

しながら、長期的な立場に立つて、逐次公庫の職

員の方にも覚えていただけて、本当に公庫の職

員の方が習熟していただいた段階でプロパー化する

と申しますようか、そういう方向で対応してい

たらどうかというふうに考えておられるわけでござ

ります。公庫の方でこの仕事をうまくやつしていくと

うに思つておるわけでございます。

同時に、この定員の問題について大丈夫かとい

うお話をござりますけれども、例えば一人復帰し

てまいります、そのかわりに一人出向させれば、

これは関係ないわけでござりますね。そういうこ

とで、先ほども申し上げましたように、私といたしまして、定員上の問題も御心配をいただくこと

はないのではないかというふうに思つておるわけ

でござります。

それから共済組合の長期給付の問題、年金の問題でござりますけれども、これは先ほども申し上

げましたように、出向いたします、その出向期間は通算されます。それで通産省へ戻つてまいります、それで通常のとおりまた勤務をいたします、その使い方がうまくわからないとか、効率的に利

の時点で、出向していた期間も通算して、普通の

とおり計算をして年金が支給される。こういうこ

とでございまして、出向したことによりまして特

段の不利というようなことはないような形で法律

上手当てされているというふうに私は理解をして

おります。

○奥野(一)委員 もう時間がなくなってきたので

出向させるといふことであれば、本来であれば、あ

ることを申し上げておられるといふことであれば、

向させるといふことであれば、本来であれば、あ

る程度の期間の中に公庫の方には事前に定員をふ

やしておいて、その方々が一生懸命覚えてもらつ

て、その仕事をずっとやっていくというのが一番

手取り早かつたようにも思つたのですが、何か公庫

の方には移管されたけれども、実際仕事をしてい

るのは通産から出向された人がほとんど中心

で、公庫の方には余り定員の余裕がないから、何

人かずつは仕事を覚えてもらって、そのうちに公

庫の方で新たに人を採用したり、あるいは通産か

らやめていく方々を入れながら、三十二名体制と

いうものをとられる、こうなるのだろうと思うの

ですが、その辺のところは、公庫の方に移管をす

るということもなつても、何か当分は通産の職員

の方々が同じような仕事をそのまま続けていつ

て、余り変わらないのではないかという感じがし

てならないわけです。

時間がありませんので、この辺のところはまた

何かの機会のときにやらしていくことにいたしまして、あとは簡単で結構ですが、二、三點ち

ょつとお尋ねしておきたいのです。

時間がありますけれども、これは先ほども申し上

げましたように、出向いたします、その出向期間

は通算されます。それで通産省へ戻つてまいります、それで通常のとおりまた勤務をいたします、その使い方がうまくわからないとか、効率的に利

用できないということでは、余り効果は上げられないのじゃないか、そういう面に対する指導の体制というものはどう考えているか。

それからもう一つは、中小企業対策というもの

はいろんな分野の中であるわけですね。それぞれ

の分野、分野で中小企業対策というものをやつて

おられるのですが、整合性を持たせるということ

がやはり必要でないか、こう思われるのですが、

そういう面について、例えば組織的にも何か考え

ておられることがあつたらお答えをいただきたい

と思うわけです。

○志賀(学)政府委員 それでは、私からそのん

補率の問題についてお答えを申し上げます。

この保険制度のてん補率と申しますのは五〇%

ということになつております。これは昭和三十

六年の制度発足以来、この五〇%という原則を守

つておられるわけでございます。これについて引き上

げたらどうかという御希望も一部にあるや伺つて

おりますけれども、ただ、私どもといたしまし

て、この五〇%のてん補率という考え方につきま

して、もしこれを引き上げますと、例えば保険料

率の引き上げというようなことにもなつてくる可

能性がございます。そうなりますと、保険利用の

減少を招くというようなことも考えられるのです

して、もしこれを引き上げますと、例え保険料

率の引き上げといふようなことにもなつてくる可

能性がございます。そうなりますと、保険利用の

減少を招くというようなことも考えられるのです

して、もしこれを引き上げますと、例え保険料

るわけでございます。

○中澤政府委員 中小企業におきます技術指導の問題と、中小企業政策を展開するに当たりましての関係省との、あるいは関係原局との体制の問題について簡潔にお答えいたします。

中小企業の設備、これを技術面から有効に活用するということは非常に重要でございます。その意味で、技術指導の点につきましては特に近年力を入れておるわけでございます。

具体的な制度といたしましては、<sup>（以下略）</sup>地方公共団体あるいは中小企業大学校におきまして技術研修を行つております。これは年々ふえておりますけれども、最近では一万名近い技術研修を中心とした小企業の段階で行つておるということです。

百ヵ所にござりますが、これは公設試験研究機関、これが巡回技術指導を行つておりますて、個別の相談に応じておる。これは年間で約三千企業を巡回しております。

それから三つ目には、これに最近でございまして、けれども、中小企業事業団で、中小企業のコンピューター導入に關しまして相談、指導を行ふ機関いたしましたして、中小企業のOAシステムセンター、オフィスオートメーション・システム・センターをつくりまして、中小企業者がオフィスオートメーション機器を十分有効に利用できるような指導を行つております。これも一ヵ月に三百人近いが指導を受けておるという状況でございまして、以上もろの制度で中小企業におきます技術指導が十分に行われるよう配慮しておるつもりでございます。

また、第二点の中小企業政策についての整合性の確保の問題でございますけれども、私ども中、企業庁が金融面、税制面その他もろもろの制度つくりります場合に、通産省内の関係原局あるいは建設省、農林省等々、いろいろな業種を持っておられます関係各署との間で十分御相談をしながら

制度の確立につきまして連絡をしておりますけわ

いります。

たものについての非常に強い意欲を示すものといふふうに思われます。また工作機械、これは従来

制度の確立につきまして連絡をしておりますけけれども、その制度ができました以降の具体的な実施面につきましても、関係省と具体的な業種の指定あるいは機種の指定等々につきまして御相談をしてながら進められておるわけでございまして、中小企業のほうへも、四百八十九社は省内の各局との

い  
ま  
す。  
ただいま先生からお話をございましたように、昭和三十六年に発足したこの制度は、当時と比べましてまさに隔世の感があるわけでございます。最近五年間の動向で見ましても、例えば包括保険の契約数の年平均の増加率、これは九%、それなりに

たものについての非常に強い意欲を示すものとさうふうに思われます。また工作機械、これは從来割賦・ローン販売の保険契約で非常に大きなウエートを占めておつた、現在も占めておるものでござりますけれども、どちらかと申しますと最近の傾向は、工作機械につきましても割賦・ローンか

政策は一貫として閣僚省あるいは各部の名前で連絡体制は常に緊密にとつておるというつもりで進めておるわけでござります。

ら引受け金額の年平均の増加率を見ましても二三%というような形になっているわけでございまして、責任残高は五十八年度末には一兆円に達する、こういうことになっているわけでございます。この

ラリースに移行してきているということが見られるわけでございまして、こういう面におきましてもリース保険というものが特に中小企業の方たちの設備の近代化という面において非常に重要な役

○城地委員 機械類信用保険制度は、今日、中企業の設備の近代化と経営管理の合理化、機械業、ソフトウェア業の振興に大きな役割を果たしています。この制度の根幹である機械類信用保法及び機械類信用保険特別会計法は、昭和三十年に第三十八回国会で五年間の时限法として制定され、その後、昭和四十一年、第五十一回国会

小企業の方たちが近代化意欲あるいは経営の合理化意欲に非常に燃えておるというところから申しして、恐らく今後も引き続いてこのような傾向たどつてしていくであろうというふうに思っているけであります。

そこで幾つか内容的に見てみますと、最近に

割を果たしているといふことが示されているのです。はないかというふうに思います。

またさらに、五十七年度からプログラム保険が創設されているわけでございますけれども、このプログラム保険の利用も非常に急速に伸びていて、この面でも中小企業の方たちの経営の合理化意欲というものが示されていると感じます。

本法を恒久法とし、次いで昭和四十五年、第六回国会では新たにローン保証販売を追加し、さらに昭和四八年、第七十一回国会ではリース用保険制度の創設、そして一昨年、昭和五十七年第八十六回国会においては新たにプログラム

ける特徴といたしましては、割賦・ローン保証による保険よりもリース保険の伸びが顕著でござります。先ほど責任残高が五十八年度末には一兆円なるであろうということを申し上げたわけでございますけれども、この一兆円のほとんどはやは

○城地委員 今回この改正案を提出された背景については、先ほど同僚議員の質問に対しても産土大臣がお答えになつたのであります。そのような観点と、もう一方ではやはり今回のこの特許特別

用保険制度の創設をして現在に至っています。中小企業の各種のいろんな合理化や、それから設備の近代化に非常に大きな役割を果たしてきている、そしてこの運用実績も年ごとに増加をしきっている、昭和三十六年と比較するとまさに世の感のある状況になつておるわけでありましたが、近年の五年間ぐらいを見ましても、とにかく非常に大きな伸びを、三倍程度の伸びを示しているということでござりますけれども、これらの実績全般についてどのように把握をし、判断されているか、また今後の傾向の問題も含めて

リース保険の残高でございます。五十三年ぐら  
と比べてみましても、リース保険の責任残高の  
伸びが大変急激でございます。片や割賦・ローン  
の責任残高、これは比較的緩やかな伸びにと  
まっているということをございまして、リース  
保険の伸びが非常に顕著でございます。恐らくこの  
リースというものが中小企業の方たちの設備の  
近代化あるいは経営の合理化という面で非常に利  
しやすい、そういうことを反映したものではな  
かというふうに思っております。

全体的に申しましても、ただいま申し上げま  
たようにリース保険の伸びが顕著であるわけ  
であります。

会計の創設、それとの関連で臨調の答申では「特別会計の新設については、財政の膨張抑制等の目地から極力抑制する」というような指摘がある。そういう関係でもちろん機械類信用保険業務の層の効率化の促進を図ることとあわせて、臨調答申の趣旨を尊重して、今回これを中小企業信用保険公庫への移管を行うことになった。そこが政府案提出の背景であるといふように考えておりますが、そのように理解してよろしいかどうか。これは通産大臣にお答えをいただきたいと思います。

○ 答えをいたたきたいと存じます。  
答賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

りますけれども、若干機種別に動向を見てみますと、リース保険で最もウエートの高いものは電計算機でございます。しかもその電子計算機の保険契約の金額は急速に伸びております。恐らく

構であります。

ということについて大変うれしく思うわけでござ  
ります。

これは中小企業の方たちの経営の合理化、そういう

ういう形であるからといつても、特別会計の必

性といいますか、そのことは十分理解されるとすれば、現在日本の国が世界の各国と太刀打ちしていくためには、特許特別会計をつくって特許をもつとスピード一にいろいろな点で審査をしていく必要はある、そのことは日本の国全体のためだというふうに私自身理解をしております。そしてまた、中小企業の関係だと機械類信用保険も、先ほど説明があつたように非常に重要な役割をしてきてている。にもかかわらず、特許特別会計を新たにやるから、機械類信用保険をいわゆる特別会計から外して公庫の方へ移管するというのは、私は考え方として間違っているのじやないかと思うのです。

と引きかえに、特別会計の数を減らさないために、一つ削つて一つやる、そういう考え方私は、私は、臨調答申の趣旨を尊重したと言ひながらも、どうか間違つてゐるというふうに考えますし、もう一つは、例えば特別会計の問題にしても同一省庁の中で考えるべきなのか、日本全体の立場でもつて考えるべきなのかといふような点で考えていきますと、これまた問題のあるところだと思うのです。

○城地委員 きょうは、私は四十八分までといふことで、時間がありませんから、この問題は突っ込んだ論議はできませんが、考え方としては、必要なものを必要として生かすことが日本の國のためになるのだ、臨調はただ単に上つ面をなでたばかりで、一言いやすいこととしては、とにかく削減を抑えろとか、これは削減しろとか、どこを削減しろとか何に手をつけることは踏み込んでいいない、そういう意味でありますけれども、この問題は本委員会でこれ以上突っ込むあれがありませんので、次の課題に移りたいと思います。

○谷敷説明員 ただいま長官から御答弁がありましたので余りつけ加えることはございませんが、保険の残高は約二百万件の残高がございまして、一年間の保険の件数が約百万件、これが大体やはり八兆円近いあれになつております。  
そのほかの点につきましては、大体追加するところはないと思います。

○城地委員 今伺いましたように、この中小企業信用保険公庫の役割、これも日本の国の中小企業の育成それからいろいろな活動の助成という意味では非常に大きな役割を果たしている。しかも、そこへ今回のこの機械類信用保険を全部移すということでございますし、同僚議員の質問にありましたように、三十二名の人員も一応移すという形でいくわけだと理解しております。

創立以来、信用保険制度やいわゆる信用保証制度について十分な役割を果たしてこられたわけですが、ざいますけれども、それらの運営実績を含め、業務内容について、概略的に、簡単で結構ですか、現状について御説明をいただきたいと思います。

○中澤政府委員 お答えいたします。

中小企業信用保険公庫の業務は大きく分けまし

中小企業信用保険公庫の業務は大きく分けまして二つに分かれますが、一つは、都道府県にございます信用保証協会が行っています中小企業者との債務保証につきまして保険を行うという保険業者と、もう一つは、信用保証協会に対しまして必要な資金を融通することによりまして、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うという、

最近のこの二つの業務につきましての実績でござりますけれども、五十九年一月末におきまして、信用保証協会に対する保証債務残高は八兆九千八百二十億円ということで、中小企業者の五人に一人がこの保証業務、ひいては保険業務を活用しておるということをございますし、融資実績につきましては、五十八年度の残高で申しますと、約二千八百八十億円という額に達しております。

○谷敷説明員　ただいま長官から御答弁がありましたので余りつけ加えることはございませんが、保険の残高は約二百万件の残高がございまして、一年間の保険の件数が約百万件、これが大体やはり八兆円近いあれになつております。

そのほかの点につきましては、大体追加するところはないと思います。

○城地委員　今伺いましたように、この中小企業信用保険公庫の役割、これも日本の国の中小企業の育成それからいろいろな活動の助成という意味では非常に大きな役割を果たしている。しかも、そこへ今回のこの機械類信用保険を全部移すということでございまして、同僚議員の質問にありますように、三十二名の人員も一応移すという形でいくわけだと理解しております。

さきほど何度も申し上げますように、時間がありませんかららはしょって申し上げますが、先ほど同僚議員からの質問の受け答えを聞いておりますと、いわゆる通産省からの業務の移管ですね、業務をそつくり移管する、そつくりこれをやつくださいと。業務移管というのは、普通は、業務と同時に人も全部そつくりつけて移管をするというのが、これは一般的な業務移管でございます。ただ、通産省のいろいろな機能、今後の運営といふようなことを考えて、先ほどの答弁では、当面は移管するが、将来はその三十二名の人はいろいろな配置をするというふうに聞こえるわけでありまされども、そういう意味で言いますと、民間の企業とか、いろいろな各種の企業の業務の移管というものは、非常に厳正なものであります。厳正なものというのは、業務の移管をするときには、業務移管後の五年間こういうふうになります、業務移管した将来はこうなります、そして人もつけて全部完全に移管する。そうでないと、移管といふのは、そういう意味では軽々しく行うべきでない、その人間の配置、人事問題等も含めて、十分な納得のいくような形にして移管させることが本筋だと思うのです。

先ほど伺つておりますと、どうもその辺があ

まいなような感じに聞こえるのですが、業務移管をすると同時に、やはり人間も三十二人そっくり移管をする、そうしていくことが仕事の円滑な運営、そのことが中小企業の、現在利用しているそこにこたえるということだと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

○志賀(学)政府委員 先ほどもお答え申し上げたわけでありますけれども、この機械類信用保険の仕事を公庫の方に移管をするに際しまして、現在在、通産省につけられております三十二の定員を公庫の方へお渡しするわけであります。この定員をお渡しいたしますと同時に、実際の職員、仕事をやっている方たちについて、当面、公庫の方に移管いたしました仕事が円滑にできせんと困るわけでございますから、現在この仕事に携わっている職員を原則として公庫の方に出向してもらう、こういうことで考えているわけでございま

す。

そこで、出向の期間というものが、通常の場合、これは本人の希望その他いろいろ変わります。変わりますが、通常の出向期間は二、三年でござります。ということで二、三年たてば、そのときの事情によりますけれども、本人の希望によりますけれども、通常の場合でござりますと、通産省の方へ復帰していただく、こういうことになるわけになります。その時点でもまだ公庫の職員の方でなければなりません。その辺のタイミングで十分な習熟というものが行われていないとすれば、恐らく引き続いて通産省の方から出向をさせないといふことになると思います。

ただ、いずれにいたしましても、逐次やはり公庫の職員の方にこの仕事を習熟していただいて、逐次そのプロパーの方にやっていただくということに向で、考えていかなければいけないというふうに思つていてるわけでございます。その辺のタイミングで、やり方などにつきましては、公庫の方とよく御相談をしながら、いずれにいたしましても、この保険を利用している方たちに御迷惑をかけてほ  
いけないわけでありますから、そういう点を十分

○城地委員 揚げ足をとるわけではないのですが、今後十分考えながらというところなんですが、私の理解では、とにかく法案として出してしている。私どもも反対ではありませんから、賛成する。法案が通れば、十月一日から発足する。その間、準備期間が必要だという意味では、通つてからということではなくて、現在そういう点での相互の話し合いが行われて、例えば順次移管をする、当面三十二人移管をして仕事をする、軌道に乗るのは二年間なら二年間の計画だ、そしてその二年間の計画で円滑に受け渡しが進むような形になる。人事の関係についても全部がそうだということではなくて、そういう考え方で詰めていかなければ困るんじゃないかというように私は思うのですが、その辺の話し合いは詰められていないのですか。

○志賀(学)政府委員 従来から公庫の方といろいろ御相談を申し上げております。ただ、いざれにいたしましても、まだなおいろいろ公庫の方と御相談を申し上げていかなければならないわけでございまして、できるだけ早い時期に公庫の方と十分な了解に達したいというふうに思つておるわけでございます。

ただ、いざれにいたしましても、私どもの方針といたしまして、公庫の方に仕事を移管する、先ほども申し上げましたように、定員も移管いたします。そういうことで、仕事を公庫にやつていただくということでやつしていくわけでございます。

ただ、現実に公庫がこの保険の仕事をやっていていただく上において支障が出ますと、これは利用者に御迷惑がかかるわけあります。そういう点を十分考えて、職員の出向あるいは公庫の方の仕事についての習熟のテンポなどについて十分打ち合わせをして、問題がないようになつてしまいたい、こういうことを申し上げているわけでござります。

○城地委員 では公庫の總裁に伺いますけれども、公庫としても今やつてある信用保険制度の問

題 信用保証制度の金額の限界の問題 その二  
に今度は新たに機械類信用保険制度を導入される。仕事のスタンスが今まで大きく二つの部門をやっていた。三百八十七名で運用されていた。今度もう一つの新たな機械類信用保険の部門も吸収する。そういう意味では、仕事の規模が非常に膨らむということなので、一般的にはそれだけ仕事をのスタンスが広くなりますと、例えば内部での人のやりくりとか、仕事のやり方とかというようなことについても非常に好ましい形態になるのですが、總裁としては、今度の移管についてはそのようにお考えになつていらつしやいますか。

○谷敷説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のよう、この仕事を引き受けたるといたしますならば、公庫の業務範囲も拡張いたしますし、私どもの責任もますます重要ななるわけでございまして、重要な責任を担当するということは大変名誉なことだと思いまして、もし引き受けするということになりますならば、全力を挙げて、この仕事が円滑にくよくにと考えておるわけでございます。

したがいまして、この仕事が来た場合の内部の人間の調和と申しますか、そういう点が一番大事だと思いますので、新しく受け入れる三十二名の方につきましては、できるだけ公庫に来られましても気持ちよく仕事ができるように、現在の職員には心から新しい方を歓迎するようになります。私が今から私は申しておるわけございまして、私といたしましては、今度来られる方が公庫へ来て、非常に居心地がいいから役所へ帰らないで、ここでずっと仕事をやっていきましょうというようなことにでもなりますならば、これは非常に幸せだと思っておるわけでございます。

○城地委員 大臣にぜひ聞いていただきたいのですが、今言わされましたように、移管する場合には移管がスムーズに行われなければならぬ。そのためには事前の十分な話し合いを行つていかなければならぬ。そしてその話し合ひも一年後、二年後を踏まえてびしつとしたものでなければなら

そういうので非常に前向きの御答弁をいただきました。まだ期間がありますから、そういう点ではないのですけれども、ぜひとも利用者の不便にならないような形で、とかく業務の移管というのは停滞がつきものなんです。停滞しないためにはよほど事前から相当にうまくやつていかないと業務のスムーズな移管はできない。

わけても人的な問題が、先ほどの同議員の質問の答弁の中でもありましたけれども、例えば通産省は三十二名の人を出す。当面は公庫の仕事をやつしてもらう。しかし、もともと通産省からの出向だから何とかペテランの人をこつちへ戻したい、ある意味ではそういう気持ちもあるでしょう。しかし公庫の方としてはペテランの人だからいてほしいという問題も出てくると思うのです。そういう意味では、関係からしてどうしても通産省が強くて公庫の方が弱い。通産省が渡した方ですから、受け取った方よりは強くなるという意味で、通産省の方のお家の事情で人が抜かれて、もとへ戻すといいますか、それから、もともと出向していた人も、一概には言えませんが、そういう気持ちがありますから、トラブルが起らなくなることが望ましいじゃないかと思うのです。そういう意味では双方の運営がうまくいくこと。そして余り通産省側が、そうはいつても大きな組織ですから、無理やり押しつけないよう、具体的な問題が起こりましたら、ぜひともそういう点では御配慮いただきたい。

それから、今後のこの種の業務の移管の問題については先ほど申し上げました。時間の関係でまだ十分意は尽くせませんけれども、事前の十分な調査、事後の計画、そしてお互いの信頼関係における相互の理解、話し合いを持たなければ必ずそこを来すので、その辺について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○小此木国務大臣　目的は利用者に御迷惑をかけないということだと思います。御意見を体して遺漏なきよう指導いたします。

○城地委員 時間がありませんので、てん補率五〇%の問題については、先ほどの同僚議員に対する答弁がありました。私は二年前に、ソフトウェアを導入するときにも本委員会で、てん補率五〇%は少し低いんじゃないか。だからといって他の保険のように一遍に八〇%にしろ、一〇〇%にしろというようなことを、この保険の性格上私もそういう意見ではございません。しかし、先ほど御答弁の中にあるように、五〇%だから、それはいろいろな危険負担もあるから、この問題の性格から半分の保険でいいのだということにならないと私は思うのです。そういう意味では一步前進して少なくとも、そういう意味では一步前進して六〇%にするとか、六五%にするとかいうような努力はなされるべきだと思うのですが、今回公庫にこれを五〇%のまま、しかも昭和三十六年からてん補率五〇%のまま二十数年間推移しておる。その点で、ある意味で進歩性はないといいますか、まだということでここまで来たような感じがするのですが、てん補率の問題に対しても一度お答えいただきたいと思うのです。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。てん補率の引き上げの問題につきまして、先ほど私、これを引き上げた場合のいろいろな問題点ということを御指摘申し上げたわけあります。ただ、私がいたしまして、そういう問題があるから、今後この五〇%の引き上げというものが全く必要ないというふうに考えておるかということであれば、私はそうではなくて、いろいろな後の情勢というものは十分考えていかなければいけないというふうに思つております。ただ、いずれにいたしましても、五〇%を引き上げますと、結局保険料率の引き上げにはね返つてしまいまして、この保険制度をさらに普及させしていくべきであるという目的に対しましてマイナスに働いてくる可能性もあるわけございまして、そういう点については十分慎重に考えていかなければいけないというふうに思つておるわけでございます。

○城地委員 それから確認をしたいのですが、公庫に移管した後、利用が多ければ多いほど経営上の問題がいろいろ出てくると思うのです。多いことは結構なんですか、経理上若干損益というものがで出る。その場合には結局国としてそういうものは面倒見るわけですね。

○志賀(学)政府委員 いろいろな要素があろうかと思っております。ただ、いずれにいたしましても、公庫に移管するに際しまして、現在特別会計が持っております資本金から累積損失を差し引きました金額、約八億円ぐらいになるかと思いますけれども、これを公庫の方に一つの準備金としてお支りするわけございます。それはこの保険制度の経営的な基盤を整備するという意味、そういう役割を持つものでございますけれども、そういう形の金を公庫の方に移管するわけでござります。その金につきまして今後それを増額することを考えるかどうか、こういう御質問ではないかというふうに思いますが、その点につきまして申し上げれば、今後公庫の方での仕事をやつていただく上において、経営の基盤整備という面からそういう必要が出てまいりますけれどもとしても、私はどちらにいたしまして、文化庁と通産省との間ではよりよくコンピュータープログラムの保護法としておりますが、今後のこの種の保険の問題として、五十七年にプログラム信用保険制度が創設されました。コンピュータープログラムについていろいろな問題があるわけでありますけれども、今もプログラム権等を通じて、法案が出る出ないということで非常に私どもは疑心暗鬼を持っていたのですが、通産省の考え方と文化庁の考え方がどうも一致していないということございまますので、それらについては時間がありませんので簡単で結構ですから、双方の主張点の違いを中心にして双方から説明をいただきたいと思います。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。  
〔田原委員長代理退席、委員長着席〕  
お答え申し上げます前に、ちょっと一言だけ訂正をさせていただきますが、先ほど約八億円を準備金として公庫の方に移管されるということを申し上げましたけれども、これは機械類信用保険運営基金として充てるために出資されたものとして公庫の方へ承継される、こうしたことございまして訂正させていただきます。

そこで、プログラム権法の問題でござりますが、私は、コンピュータープログラムはコンピューターに特定の機能を果たせることができる一連の命令であるというふうに言えると思うわけですが、これは学術的・思想的・創作的表現でございまして、従来ございました科学論文なりますけれども、これは著作権法上保護されるものでございます。このことは最近の三つの判決によりまして肯定されています。

○吉田説明員 コンピュータープログラムはコンピューターに特定の機能を果たせることができる一連の命令であるというふうに言えると思うわけですが、これは学術的・思想的・創作的表現でございまして、従来ございました科学論文なりますけれども、これは著作権法上保護されるものでございます。このことは最近の三つの判決によりまして肯定されています。

また、コンピュータープログラムにつきまして、著作権法上保護されるものであるという前提のもとに、その特性に見合った措置を講じていくべきであるという趣旨の著作権審議会第六小委員会の報告を本年一月に私ども受けたところでございます。

また、プログラムは国際的に流通するものとして、このコンピュータープログラムについて権利の保護を通じて開発の促進をやる、あるいは流通の促進をやるということを考えていくことが必要ではないか。同時にまた、中小企業の方とで、これら諸国と同様、著作権法で保護するこ

によりまして、国際的相互保護体制を形成していく必要があるかというふうに私ども考えておるわけでございまして、以上申し上げましたように、プログラムはその性質からいっても、あるいは国際的な相互保護関係からいっても著作権法で保護すべきものだというふうに考へておるわけでございますが、この点につきましては、先ほどの御答弁にもございましたように、さらに引き続きまして通産省との調整を鋭意図つてまいりたいと、いうふうに考へておるわけでございます。

○城地委員 プログラム権法につきましては後日また十分審議をする機会がありますので、その場に譲りたいと思いますが、最後に、結びとして大臣に要望を申し上げたいと思います。

先ほど中間で幾つかの要望を申し上げました。ですから、業務の移管というようなものについては十分事前の調査、そして事後の体制についてもじっくりと見ていただきことが利用者の便に供することである、大臣の前向きな答弁をいただきました。

そこで、業務の移管があつたので、今までの業務のほかにそれが一つプラスになるということになります。とかく業務全体として新しいものが入つて他の業務に支障があつたので困りますので、そういう点も十分なる配慮をして現在行つている公庫の、今までやつてきた融資とか金融関係の業務にいささかも支障のないよう配慮もしていただきたい。また、公庫に対する政府の出資の問題がありますが、公庫そのものも今までの大きく分けて二つにもう一つ機械類信

用保険がプラスになつたわけですから、出資についてもその分は多く出資をするというの

当然の考え方だと思います、業務がそれだけふえたわけでありますから。そういう点についても十分配慮をしていただきたいというふうに要望を申し上げ、大臣の総括的な考え方をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○小此木國務大臣 何回も申し上げますとおり、業務の拡大に従つて利用者が迷惑するようなこと

になつてしまつては仕方のないことでございまして、利用者に迷惑をかけないということが私は第一義的なものと考へるわけでございます。この点、城地委員の御意見を十分尊重いたしまして、遺漏なきを期してまいりたいと存じます。

○城地委員 以上で終わります。

○長田委員 今回審議しております機械類信用保険法の一部改正でありますけれども、この中小企業信用保険公庫に移管されることになった理由をいたしまして、通産省の所管でありますところの特許制度、これを新たに特別会計に創設するためであると私は認識をいたしております。この法案は大蔵委員会で審議されません。そういうことで、い

い機會ですから二、三問質問をいたしたい、この委員会では審議されません。そういうことで、い

い機会です。

第三に、国際化の問題でございまして、御承知

のように、近來の日本の技術発展が目覚ましいわけでございますので、全世界の特許庁は日本

の特許技術資料をチェックしないと審査できない状況になりつつあるわけでございます。また、後進

国の方からも援助ベースでやはりそういう審査資

料の提供というような非常な要請でございます。

先進国、後進国を通じまして非常な強い要請がござります。

そこで、全電子ファイル化とかペーパーレス化

とかいろいろな構築をしたい、こういうお考

えのとおりです。

○長田委員 今長官が御答弁されたように、私も

よく理解しております。

○若杉政府委員 けさ実は、「特許行政の

確にまだ対応できていない。ところが、資料が膨大

になつてきますから、企業の方もなかなか的確に

対応できない、こういう問題がございます。

第三に、国際化の問題でございまして、御承知

のように、近來の日本の技術発展が目覚ましいわ

けでございますので、全世界の特許庁は日本

の特許技術資料をチェックしないと審査できな

い状況になりつつあるわけでございます。また、後進

国の方からも援助ベースでやはりそういう審査資

料の提供というような非常な要請でございます。

第三に、国際化の問題でございまして、御承知

のように、近來の日本の技術発展が目覚ましいわ

けでございますので、全世界の特許庁は日本

になつておりますけれども、これを特別会計に移管をしたいということは、よくわかるのでありますけれども、財政的な面だけ考えれば、私はその問題とはちよと違うんじゃないかなという感じがするのですが、どうでしょうか。

○若杉政府委員 おっしゃるとおり財政、お金がないという理由だけでござりますれば、一般会計でやりくりをしてでも、特許制度が必要ならば、それなら一般会計の中でシーリングとかいろいろありますけれども、やれないことはないというのも一つの議論として当然あると思います。しかし、我々は同時に、その根底にあると申しましたのは、現実的な立場に立ちますと、二千億に近いお金を十年間に投入するということは、現実論として非常に難しかろうということを考えました。

同時に、これだけの事業をやりますれば、繰り返しになりますけれども、受益と負担の明確化も

きちつと國らなければならないということも考

ました。一般会計だけでどんどん特許、国全体と

して必要であるといながら、かなり受益という

関係もございます、この性格は。だから一般的庶

民といいますか、関係のない方の税金までどんど

んつき込むものもある種の限界があるんではな

らうかということも考えざるを得ませんでした。

そしてまた、長期的な一つの見通しのもとにや

つていく。要するに短期的な考え方ではなかなか

できませんから、長期的な一つの見通しのもとに

やつていませんと、事業の執行がうまくいかな

いということも考えまして、それを総合的に勘

案いたしまして特別会計が是ではないか、かよう

に考えたわけでございまして、単に財政、お金が

ない、シーリング逃れだけのためにこういう便法

としてやつたというわけではございません。

○長田委員 この資料によりますと、財政基盤が

脆弱だということで、これから十年計画といたし

まして、昭和五十九年、ことしから手数料を五割

引き上げようというお考えのようですね。商標については二割アップしよう、しかし、昭和六十二

年ごろにはさらに五割アップしたい。十年間で大

体倍になるということです。もちろん、財政的な基盤を強化するためにやむを得ない措置かなという感じはするのでありますけれども、それならば、今までの会計でも十分できるんじやないかなという感じがするのです。意味はわかりますよ、特別会計に移行するということは意味はわかりますけれども、そういう意味では、結論から申し上げますと、財政基盤を確立するためには値上げをすれば倍にすればいいんですね。そういう点ではほかの国とはちょっと数が違うようあります。

そういう点で特許庁の皆さん方が大変御苦労されているのは私はよく理解できます。理解できます

けれども、一方、出願する側からすれば、十年間で倍のお金になつてしまふ。今最低三十万円くら

いでですか、これが今度は六十万円になるわけです

ね。そういう点を考えますと、どうも出願の意欲

といいますか研究開発の意欲が逆に損なわれるの

ではないか、そういう点を私は心配をするので

す。何となく、移管と同時に値上げをしてしまいますよというような短絡的でいいのかどうか、この点はどうでしょうか。

○若杉政府委員 値上げにつきましては我々も非常に胸を痛めたところでございます。ただ、救い

といふのが二つほどございまして、一つは、国際

的に見まして日本の処理能力が非常によろしいと

いうこともあります。そしてその結果、料金水準を国際比較しますと、日本は相当安いという事

情がございました。そしてまた第二の理由といったしましては、先ほど申しましたように、現在の出

願人の皆さんの御希望をいろいろ聞いてみまする

と、とにかく審査を迅速的確に早くやつてほしい

ところに強く要請いたしました。これは日本に製

造業の中小企業が約七十万企業ござります。特許

問題としては十二年間ぐらいにわたるわけですが

けれども、四万五千円ぐらいというような幅でござります。

それから第二の点といたしましては、中小企業

者はどういう方がどの程度出していらっしゃるか

が、先ほどもてん補率の問題が出ました。現在五

〇%であります。しかし、リースの業者、契約者等々いろいろ話を伺つてまいりますと、保険料率

を多少上げても結構です、そしててん補率を高く

してほしいという声が実はあります。そういう意味で、たしかてん補率を高めますと保険契約者

も、私は、てん補率は五〇%よりもやや上げても

いいんじゃないかという懸念はございますけれども、私は、てん補率は五〇%よりもやや上げても

いいんじゃないかという感じがいたしますが、どうでしょうか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話しございましたように、

につきましては五〇%、二度目のものはこれからまだいろいろローリングいたしましてできるだけ

ぎりぎり絞つてまいりたいと思いますが、とりあえずは五〇%程度で、しかし、それでも幅はかな

ざいまして、そういう二点に支えられまして今度の決断をいたしたわけでございます。

○長田委員 通産大臣、十年間で特許料金、手数料が倍になるわけでありますけれども、確かに大

勢の皆さんの中には、金がかかっても、料金が上がりつてしまふと思います。常識的に考えて五割ぐらい

なら我慢できるとは思いますが、十年間で二倍になつてしまふのですね。そういう点で果たしてどう

うなのかなという懸念を私は持りますが、通産大臣、どういうお考えでしよう。

○若杉政府委員 中小企業の方のことを当然のことながら私どもは一番心配をいたしました。

○長田委員 中小企業の方のことを当然のことながら私どもは一番心配をいたしました。

○若杉政府委員 中小企業の方のことを当然のことながら私どもは一番心配をいたしました。

○長田委員 中小企業は特許よりも実用新案が多

いということ、実際問題、長官、数を見てみますと、四十四万件の内訳で特許は二十三万七千件

でございます。中小企業の実用新案の場合の今料金はどういうことかといいますと、十年間フル

に利用なさる場合に出願料及び年金部分を込みにいたしまして約九万余円でございます、全部の経費が。先ほど先生おっしゃった三十万余円という

のは特許の場合でございます。今度九万余円が第一段階として十四万円程度になります。これは十

年間でございますので、出願料も含めますと、実際問題としては十二年間ぐらいにわたるわけですが

けれども、四万五千円ぐらいというような幅でござります。

それから第二の点といたしましては、中小企業

者はどういう方がどの程度出していらっしゃるか

が、先ほどもてん補率の問題が出ました。現在五

〇%であります。しかし、リースの業者、契約者等々いろいろ話を伺つてまいりますと、保険料率

を多少上げても結構です、そしててん補率を高く

してほしいという声が実はあります。そういう意味で、たしかてん補率を高めますと保険契約者

も、私は、てん補率は五〇%よりもやや上げても

いいんじゃないかという感じがいたしますが、どう

でしょうか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話しございましたように、

一部のリース業界の方などからこのてん補率を少し上げてもらいたい、こういう御希望があることは私も承知しているわけでございます。

上がしましたように、また、ただいま先生からお話をしこざいましたように、安易なリースなどに走らないだろか、それによつて流通秩序が乱れるというようなことがないだろかというような問題がござります。

○小此木国務大臣 それは委員の皆さん、理事の皆さんがつけた附帯決議でございますから、私の立場として尊重するのは当たり前のことござります。

○長田委員 初めからそう答えていただければ質問は次に進んだのであります。

は、リース保険についてはすべて国産の機械と全く同じに扱うという方針をとっています。また割賦・ローン保険につきましても、五十七年度から同じように、すべて国産機械と輸入機械と全く同じに扱うということで対応しているわけでございまして、この附帯決議の御趣旨に沿つて私どもとしては対応しております。

では、どのくらい実績があるかということでもありますけれども、これは率直に申しまして、先ほど申し上げましたように、現在輸入機械も国産機械も全く同一に扱うという対応をとっているわけですが、いまして、そういうことから、保険契約者の事務手続の簡素化という観点もございまして、輸入機械であるかどうかという記載を実はせないわけであります。そういうことから申しまして、輸入機械が実際どのくらいこの保険の対象になつているかということを統計的に把握することはちょっと困難であるという状態でございます。

ただ、私どもいたしまして、大手の保険契約者などに若干事情を聞いたわけでありますけれども、どうもこれまで大型コンピューター

、か  
と  
約  
さ  
ら  
映  
れ  
わ  
行  
の  
利  
は  
産  
業  
の  
整  
備  
を  
図  
る  
た  
め  
の  
指  
導  
を  
進  
め  
ること」このよ  
うにうたわれております。  
そこで、割賦・ローン保証販売に比べましてリ  
ース契約の利用が実は急速に伸びております。そ  
ういう現状から考えますと、中小企業者にとりま  
してはリース契約におけるアフターサービス体制  
の整備が非常に重要なポイントでございます。こ  
の点について、四十八年以降どのような適切な處  
置を講じたのか。また万一故障などが起きた場  
合、どのように処置をしておるのか。さらに保守  
費用、修理費用などをどのように処置をされておる  
かあわせてお尋ねをいたします。  
○山田(勝)政府委員 ただいま先生御指摘のよう  
に、リース産業は近年非常に伸びております。五  
十七年と四十六年の約十年間を調べてみますと、  
企業数も、十九社であったものが百八十六社、そ  
れからリース契約額が二千八百億円であったもの  
が二兆四千億円と九倍近く伸びております。その  
間、中小企業の活用の度合いも高まっているとこ

ただ、私どもいたしまして、大手の保険契約者などに若干事情を聞いたわけでありますけれども、そういたしますと、例えば大型コンピューターであるとか高級な工作機械、例えば放電加工機といつた機種などについて輸入機械が入ってきているというふうな回答を得て居るわけあります。私どもいたしまして、そういうことで実感がなかなかつかみがたいわけでありますけれども、輸入機械もかなりこの保険の対象になりつありますと考へて差し支えないのではないかと思つております。

いたるの別制近安  
いざれにしても、現在国際的に日本が置かれた立場ということから申しますと、こういった制を通じまして機械の輸入が進むということは私もとしても歓迎すべきことではないかと思つてゐわけであります。

○長田委員 私、きょう附帯決議にこだわるわけではありませんけれども、あと二つばかり附帯議をやりたいと思います。

同じく第三次改正の際、リース業者の問題に

度たいたいどけ決対  
ザーからリース会社に対しても直接事情を持ち込まれるという場合には、リース会社としても、物件の所有者という立場からユーザーに十分協力するよう業界団体を通じて私ども指導をしてきたところでございます。

○長田委員 次に、中小企業近代化促進の見地から、機械類にかかる割賦販売、リース契約に関する問題として、保険の利用者からはもう少し高価な機械もこの保険対象に加えてほしいという要望も

○長田委員 次に通産大臣、法案の審査のとき、採決の後によく附帯決議を付する場合がありますね。附帯決議の持つ意味合いというのを通産大臣どうお考えでしようか。

○小此木国務大臣 これは委員会あるいは理事會でもってお決めになることでございまして、これは意味合いがどうかと言われましても、私も委員長のときもございましたし、理事のときもござましたけれども、その意味合いはどうかというところになれば非常に難しいことだと思います。

○長田委員 私が伺いましたのは、通産大臣、

ただいま先生からお話をございましたように、昭和四十八年の改正に際しまして衆議院の商工委員会において「輸入機械の中で中小企業の設備近代化に特に必要なものについては、これを保険制度の対象に加えるよう考慮すること。」こういふ附帯決議をいただいたわけでございます。その後、この附帯決議の趣旨にのつとりまして、個別に審査の上対象として認めるという対応をとつたわけでありますが、さらにその後五十六年度か

いざれにしても、現在国際的に日本が置かれた立場ということから申しますと、こういった制を通じまして機械の輸入が進むということは私もとしても歓迎すべきことではないかと思つてゐるわけであります。

○長田委員 私、きょう附帯決議にこだわるわけではありませんけれども、あと二つばかり附帯議をやりたいと思います。

同じく第三次改正の際、リース業者の問題に

度たいたいどけ決対  
ザーからリース会社に対しても直接事情を持ち込まれるという場合には、リース会社としても、物件の所有者という立場からユーザーに十分協力するよう業界団体を通じて私ども指導をしてきたところでございます。

○長田委員 次に、中小企業近代化促進の見地から、機械類にかかる割賦販売、リース契約に関する問題として、保険の利用者からはもう少し高価な機械もこの保険対象に加えてほしいという要望も

私、随分耳にいたしました。このことについて価格面あるいは普及面、そういうことが検討されておるわけありますが、保険対象となつております機械の選定基準が非常にわかりにくいといふのですね。そういう、もつとわかりやすくしてほしいという要望もたくさん耳にいたしました。例えば、金属工作機械は「一台あたりの販売価格が八千万円以上のものを除く。」というふうになつております。あるいは土木建設機械のトラッククレーンは「一台あたりの販売価格が五千円以上のものを除く。」というふうになつてから装軌式トラクターは逆に「一台あたりの販売価格が五百万円未満のものを除く。」こういうふうな規定があるのであります。つまり価格面における上限、下限についても、上限はどの程度、下限はどこまで、そういう点ではもうちょっとはつきりしませんと保険契約者がどうもわかりにくい、そういう苦情もたくさん聞いたわけですから、その点どうでしようか。

## ○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

保険対象機械の選定基準でござりますけれども、選定に当たりましては、まず一つは法律の要件に当たるかどうか、すなわち中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興、それから中小企業の経営管理の合理化及びソフトウェアの振興に資するかどうか、後者はソフトウェアの問題でございますけれども、いずれにいたしましても、そういう法律の要件に当たるかどうかという観点から審査をいたしております。

もう少し具体的に申しますと、例えば省エネルギー、省力化、安全化というような時代の要請に合致している、それで中小企業の近代化あるいは経営合理化に資するかどうか、そういうような点。さらにまた中小企業の購入利用比率がかなり高いもの、大体これはおおむね七〇%前後といふものを頭に置いてそういう機種を選定していく。それから、割賦・ローン方式あるいはリース方式による取引になじむかどうか。さらには一定の生産規模、原則として例えば百億円程度でございますけれども、その一定の生産規模が見込まれるものであるかどうか。それから、契約者等の要望が強いかどうか。そういう幾つかの要件に照らして検討をしていきます。

そこで、先ほど上限を切り、あるいは下限を切つているのはどういう考え方かという御質問でございますが、これは先ほど申しました中小企業の購入利用比率がどうか、こういう観点から余り高額のものとのことですと、中小企業よりもどちらかというと大企業がよくお使いになる、そういう機械ということになりますし、あるいは安いということになりますと、また非常にロットがまとまつてこない。これはある程度の生産規模がございませんと大数の法則が働くなくなつてしまつて、下限を切つてあるというふうに理解をいたしております。そういうことでなかなか保険になじみにくいという問題が出てまいります。

（委員長退席 森清（委員長代理着席） ○長田委員 中小企業の近代化を重視していく場合、本保険制度における割賦・ローン保証販売に比べリース契約の利用者が非常に伸びておるといふことを見逃すわけにはいかないと私は思います。ところが反面、リースを利用したことがない企業もまだ多く残されているわけです。

ラム開発者の権利保護につきましては、特許権や著作権といったとして保護される部分はあるわけありますけれども、それは一定の領域に限定されて、それ以上どうも保護されていない、限界があります。あるということをございます。したがいまして、プログラム開発者の権利保護の整備を図ることが早急に望まれておる、このように私は考えるわけであります。こうしたことから、通産省も今国会にプログラム権法案の提出を予定しておるわけでありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたいと思います。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話をございましたように、通

産省といたしまして、コンピュータープログラムの権利保護につきまして、これは実際裁判所では著作権法を適用し判決をおろしたりいろいろやっておりますけれども、このコンピュータープログラムの特質から申しますと、著作権法の適用あるいは契約関係等では十分でないというふうに私も考へているわけでございまして、そういうことを踏まえてこの使用権、これは機械類信用保険法で申します使用権とはやや性格が違う物権的な性格のものでございますけれども、この使用権といふものを基本としたコンピュータープログラム権といふものを構成し、それを保護していく、こういう法制を考えているわけでござります。

ただ、これにつきまして、御案内のように文化

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な課題となつております。中小製造業においては、最近の

マイクロエレクトロニクス技術を中心とする技術革新に対応することが、生産と製品開発の両面に

おいて強く要請されるものであつて、MEを中心

とする技術革新を有効に活用することが、従来の

技術からは生まれ得なかつた新しい分野への展開

の道を切り開く可能性をも含むことになるわけで

ありますけれども、なお鋭意アメリカ

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な課題となつております。中小製造業においては、最近の

マイクロエレクトロニクス技術を中心とする技術革新に対応することが、生産と製品開発の両面に

おいて強く要請されるものであつて、MEを中心

とする技術革新を有効に活用することが、従来の

技術からは生まれ得なかつた新しい分野への展開

の道を切り開く可能性をも含むことになるわけで

ありますけれども、なお鋭意アメリカ

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な課題となつております。中小製造業においては、最近の

マイクロエレクトロニクス技術を中心とする技術革新に対応することが、生産と製品開発の両面に

おいて強く要請されるものであつて、MEを中心

とする技術革新を有効に活用することが、従来の

技術からは生まれ得なかつた新しい分野への展開

の道を切り開く可能性をも含むことになるわけで

ありますけれども、なお鋭意アメリカ

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な課題となつております。中小製造業においては、最近の

マイクロエレクトロニクス技術を中心とする技術革新に対応することが、生産と製品開発の両面に

おいて強く要請されるものであつて、MEを中心

とする技術革新を有効に活用することが、従来の

技術からは生まれ得なかつた新しい分野への展開

の道を切り開く可能性をも含むことになるわけで

ありますけれども、なお鋭意アメリカ

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な課題となつております。中小製造業においては、最近の

マイクロエレクトロニクス技術を中心とする技術革新に対応することが、生産と製品開発の両面に

おいて強く要請されるものであつて、MEを中心

とする技術革新を有効に活用することが、従来の

技術からは生まれ得なかつた新しい分野への展開

の道を切り開く可能性をも含むことになるわけで

ありますけれども、なお鋭意アメリカ

と、あるいは文化庁と意見を調整して何とかまともあります。

○志賀(学)政府委員 私どもいたしましては何もありませんか、間に合いませんか。

○長田委員 そうすると、今国会は提出されそう

ありますけれども、いつごろどういう形で提出されるのか、簡単にひとつお答えをいただきたい

と思います。

○長田委員 それでは最後にお尋ねをいたしま

す。

現在、本保険制度を含めて中小企業施策の積極

的な展開が求められておりますが、政

府は今国会の税制改正において中小企業の投資減

税、これを計画をいたしております。その中で中

小企業の新技術化投資促進税、メカトロ減税と

いうわけでありますけれども、これを創設して約

三百億円くらいの減税をしよう、こういう考え方

であるようあります。これによりまして、ME

など関連機器への中小企業の設備投資は相当増加

されるのではないかと期待をされています。さら

に、今回の税制改正によりましてリース取引に

ついても減税対象の範囲内に加えられておりま

して、減税の一歩前進ということが図られておりま

す。しかし、大企業に比べまして生産や技術に格

差のある中小企業に対しましては、なお一層の手

厚い減税が必要である、私はこのように考えて

おりますが、この点はいかがでしょうか。

○長田委員 終わります。

○森(清)委員長代理 青山丘君。

○青山委員 私の方からは、中小企業における設

備近代化等経営基盤の拡充強化対策について若干

お尋ねをいたします。

石油危機以降、需要構造の変化と技術革新の進

展が進み、中小企業を取り巻く環境は大きく変化

してきました。その対応は経営上の重要な

ぐらいがこの制度によって供給されておるというふうに見て差し支えないといふに思つております。そういうことで、品目別に見ましても、この制度というものはかなり中小企業の設備近代化あるいは経営の合理化というものに貢献しているといふに見て差し支えないといふに思つております。

○青山委員 引受保険の件数も金額も相当上がつてきているように思ひます。この制度によつて中小企業の設備の近代化がかなり進んできていると私も実は思つていますが、この機械類信用保険制度の対象となつてゐる機種が政令で定められています。現行政令で定められている機種についてどう考へておられるのか、これからどんな考え方で進めようと思つておられるのか、まずちょっとお聞かせいただきたい。

○志賀(学)政府委員 この保険制度の対象機種でござりますけれども、どのような考え方で対象機種を選んでいくかということにつきましては、先ほど御答弁申し上げたところでございますけれども、中小企業の方が多く使うそういう機械、例えは七〇%ぐらいは中小企業の方が使っておられるそういう機械を選んでいく、あるいは生産ロットがある程度の規模、例えは百億円ぐらゐある程度そいつた規模のそういう機械を選んでいく。これはある程度の規模がございませんと、なかなか保険という制度、大数法則のもとに機能いたしますそういう制度に乗りにくい、こういう観点から選んでありますけれども、そういう基準、あるいは需要者の方の希望がどのくらい強いか、そういつたもろもろの要素を考慮しながら、この対象機種を選定してまいっているわけでございます。

ただ同時に、既に指定した機械でございましても、時代の流れとともに余り中小企業の方が利用しなくなつてくるといふこともあります。そういうふうに、今まで中小企業の方が余り使っていなかつた、そういう、例えは高価な機械も次第に中小企

業の方が使われるようになつてくるとすれば、從来指定しなかつた機械も追加して指定していくことになります。

○青山委員 この機種の選定については、技術革新が非常に目覚ましいという背景から、機種の追加などは相当弾力的にやつていくべきではないか。そして中にはそれほど利用もされなかつたというようなものが出てきても、その辺の弾力的な取り扱いが必要ではなかつともいいのではないか。そして中にはそつてもう少し御説明がいただきたい。

○志賀(学)政府委員 機種の選定についての基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでござります。例えは、そういう考え方に基づきまして、五十九年度について言えば、電子式構内電話交換機をリース保険の対象として新しく追加するということにいたしております。ただ同時に、食料・飲料加工機械、これは最近中小企業の方々の需要が余りなくなつております。そういう観点から割賦・ローン保険についてこの食料・飲料加工機械を削除する、こういうことで実態に合わせた形で指定を見直しているわけでございます。

○中澤政府委員 お答えいたします。

○志賀(学)政府委員 お答え申します。

○中澤政府委員 中小企業におきますME機器の導入状況でござりますけれども、私はその調査によりますと、三年前の時点では中小企業はメカトロニクスの機器を導入しております割合が二割弱にすぎなかつたわけでありますけれども、現在では既に三割に達しております。大企業は既に七割を超える導入状況でございますので、中小企業段階ではまだまだME機器の導入が非常に多くておるというふうに思ひます。その後、五機種が指定されたわけでございます。その後、制度が発足したわけでございますけれども、三十年六六年当時で申しますと、割賦・ローン保険として五機種が指定されたわけでございます。その後、五十九年度におきましては先ほど申し上げたよ

うなことで二十五機種というような形になつてゐるわけでございます。

また、リースにつきましても、これは四十八年度から発足したわけでございますけれども、これは当初十七機種から始まりまして、これは追加だけ行わせてまいつております。五十九年度では先ほど申し上げましたように一機種追加ということで三十二機種ということです。この制度発足当時に比べますと大幅な増加ということになつていて、けでございます。

○青山委員 この機種の選定については、技術革新が非常に目覚ましいという背景から、機種の追加などは相当弾力的にやつしていくべきではないか。そして中にはそれほど利用もされなかつたというふうなものが出てきても、その辺の弾力的な取り扱いが必要ではなかつともいいのではないか。そして中にはそつてもう少し御説明がいただきたい。

○志賀(学)政府委員 機種の選定についての基本的な考え方には先ほど申し上げたとおりでござります。例えは、そういう考え方に基づきまして、五十九年度について言えば、電子式構内電話交換機をリース保険の対象として新しく追加するということにいたしております。ただ同時に、食料・飲料加工機械、これは最近中小企業の方々の需要が余りなくなつております。そういう観点から割

見ますと、三年先までにぜひ入れたいというのが五割以上の比率を占めておるわけでございます。

○志賀(学)政府委員 お答え申します。

○志賀(学)政府委員 この中小企業新技術化投資促進税制の対象設備でござりますけれども、これは八十八機種ござります。そのうちこの機械類信用保険制度の対象機種になつておりますのが約七割でございます。そういうことでござりますので、恐らくこの投資促進税制によって投資が促進されるであろう、同時に、この保険制度によつても同じように中小企業の方々が設備投資しやすくなるわけであります。そのため大きな意味において投資促進効果があるわけでございまして、この両制度が相まって中小企業のメカトロ導入によります設備近代化というから、そういう意味において投資促進効果があるわけでございます。

○青山委員 大臣、今メカトロ減税によって中小企業の設備の近代化が相当促進される、これは多くの人たちが期待しております。ただ本保険制度ではまだ七割が対象機種になつてゐるにすぎない

ということで、今後ぜひ拡充していっていただきたいし、今回の減税規模が約三百億円、こういうことです。大臣が就任のときに私は大変期待しておりますとして、記者会見の模様などを新聞で読ましていただきましたが、中小企業の近代化のために、振興のために大いに取り組んでいく、そのためにには設備投資減税をやっていく、非常に心強い御発言がありました。これから決意をひとつめでたこと、ぜひともお述べをいただきたいと思います。

十八年度におきましても、中小企業の投資促進措置を行つてきました。それに加えまして、ロボットあるいはコンピューターの急速な発展、そういうこともまた中小企業に導入いたしました。生産性の向上あるいは設備の近代化を行わなければならない、そのためには設備投資減税をしなければならないということはかねてからの私の考え方でございました。

(森(清) 委員長代理退席 委員長席居) しかしながら、現実の問題として、非常に財政の厳しい事情の中でこれを創設するということはかなり困難をきわめたのでございます。しかしながら、通産省挙げてこの税制を創設いたしたわけでございます。今後いろいろな技術進展の世の中に對応いたしまして、この措置を私どもは全力でござります。今後拡充していく、そういうことの中を上げて今後拡充していく、そういうことをめざすますます推進してやつてまいりたいという一致した考え方を持つてやつてまいりたいと思います。

○青山委員 技術革新がどんどん進んでいく中で、中小企業の設備の近代化というのはなかなか大変なことです。ぜひひとつメカトロ減税拡充のため取り組んでいただきたいと思います。

それからリースの取引における取引の硬直性が私は問題だと思っているのです。実は私自身もこの問題で少し携わったことがあるのですが、法的な問題で少し携わったことがあるのですが、法的には三年以上使用ということが義務づけられてい

事務機器社会では非常に歩みが早い。日進月歩といふ言葉があるけれども、最近では秒進分歩と言われるぐらいこの事務機器社会の進歩というのが早い。そうなつてくると、三年以上の法的な期間あるいは途中で解約が不能、こういう締めつけがありますとなかなか設備を新しくかえる、これはリースですから、所有ではなくて使用するということに意味があるわけであつて、古い機種をなお使っていかなければいけない、こういうことなんですね。ですから、例えば二年以上短縮していくという方向は検討されているのかどうか、どうですか。

○質問(学)政府委員 お答え申し上げます。

リース契約の要件というものは、機械類信用保険法によつて実は要件が決められているわけでございます。この使用期間について申しますと「三年以上において政令で定める期間」ということに法律でなつてゐるわけでございまして、現在三年以上ということで決まつてゐるわけでござります。

この法律におきましてリース契約についていろいろ要件を決めているわけでございますけれども、この要件の決め方というのは、リース業界の実際の取引の実態といつもので踏まえて決めているというふうに理解をしているわけでござります。したがいまして、もちろん中小企業のニーズの実情というものも踏まえながら、同時にリース業界の取引の実態といつことをいろいろと考えながら考へていかなければならぬ問題ではないかともうふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、現在法文上三年以上ということになつてゐるわけでございまして、現時点においてこの三年以上という点について法律を改正することを検討しているという段階ではまだ私どもとしてございません。

○青山委員 税務上の問題もあると聞いておられるのです。また中途の解約ができない。ところが

ですけれども、これは今後の課題としてひとつざり受けとめておいていただきたい。

それから機械類信用保険制度の運用について少しお尋ねいたします。

本保険制度は昭和三十六年の発足以来中小企業の設備の近代化と経営管理の合理化、機械工業、ソフトウエア業の振興に大きな役割を果たしてきました。これまで数度にわたる改正で制度の改善が行われてきておりますが、前回の昭和五十七年の改正においてプログラム信用保険制度が創設されております。これはコンピューターのプログラムにかかる割賦・ローン販売、リースによる取引を信用保険の対象に追加したもので、これは中小企業のプログラムの入手を円滑にしてほしい、またプログラムの流通を促進することによってソフトウエア産業の基礎を強化していくかなければいけない、こういった社会的な要請に対処したるものであります。従来、ハードウエアの附属品的にプログラムが受けとめられておりましたけれども、コンピュータープログラムがだんだん認められてきて、そのプログラムの流通取引における使用権という概念が出てきました。

プログラムの信用保険制度は、プログラムの使

用権の効率と公正に評議してからおこなうことには、その後のプログラム保険の利用状況から見て、時宜にかなつた改正であったと評価する向きがあります。そこで、プログラム信用保険の利用状況はどうか、運用実績はどうか、今後の見通しについてお考えを聞かしていただきたいと思います。

五十七年の七月から、この保険の対象にするというふうにつきまして、制度が、引き受けを開始したわけでござります。五十七年度の実績で申しますと、これは当初、保険引受金額は十億円ぐらいであろうといふうに見ておつたわけでござりますけれども、それが実績は二十一億六千五百円ということです。約倍以上の実績を上げたわけでございます。さらに、五十八年度になりますと、保険引受金額は六十三億円に達するということでございまして、非

當二處發帶之示，即為「心」之「狀」。

常に急速な伸びを示してしまいます。このようなコンピュータープログラムの保険引受け金額が急速に伸びているということは、これはやはり中小企業の方々の経営合理化への意欲が大変強いことの反映というふうに思っているわけでございます。同時に、このような中小企業の方々の意欲というものは今後さらに強まっていくだろうと思ひますし、情報化社会へこれからさらに伸びていくだろうと思つております。

同時にまた、コンピュータープログラムの業界という立場から、コンピュータープログラムの産業振興という面から申しましても、この日本のコンピュータープログラムの業界の問題点をいたしましてよく言われるのは、汎用プログラムの開発、流通の点で、諸外国に比べておくれておるということが指摘されるわけありますけれども、こういった汎用プログラムの開発を促進し、流通を促進していく、それによつてプログラム業界の振興を図つていくという面から申しまして、この制度は大変意義が大きいというふうに理解をいたしております。

○青山委員 予想を上回る利用の実績があつて、それなりの評価を受けているものだと思います。

そこで、時間の関係で質問をすべきかせざるべきかと迷つておりますが、これはまた改めて質問させていただきます。中小ソフトウエアハウスの育成の問題も改めてまた質問をいたします。

そこで、ソフトウエア産業の振興と経営基盤強化のためには、プログラム開発者の権利関係を明確にして、その法的保護を確立していく必要があります。この点については、通産省も文化庁も大体同じ考え方でしよう。聞きましたら、相当な人數でプログラムを組んで、例えば一千万ぐらい、あるいはそれ以上の費用をプログラムにかけても、それがコピーされるとときは一分とか五分とか十分とかで、いともたやすくコピーできるんだそうですね。そうしてきますと、プログラムをつくつて



られるわけであります。しかも移管先が全国に支店も出張所もない中小企業信用保険公庫で、これからそういう体制をつくっていくのだということになると、なおさら何でそういうことをやつてしまふので、移管をしなければならないかという疑問に突き当たるが得ませんし、だから先ほどから議論されておるよう、臨調で特別会計の新設を抑制されているので、特許特会を認めさせるためにこれは廃止するのだというふうにすばり言つていただいだ方がわかりやすいのじやないかと思うのですが、この点いかがですか。

○小此木國務大臣 このたびの業務の移管は、たゞ申し上げましたとおり、これから着実な増加が見込まれます機械類信用保険の業務の増大に円滑かつ弾力的に対処し得る体制の整備を図ること、これが目的であるわけでござります。そしていまおっしゃられたように、この措置は特許特別会計の新設との関連において第二次臨調最終答申の趣旨にも合わせなければならない、また合致したものと考えております。

○小沢(和)委員 臨調の方にも合わせなければならぬというけれども、特許特会をつくるということが先にあって、そしてそれを認めるためにこれを廢止しなければ認めてもらえないということ、その事情があつたからこういう法になつたのじやないです。そういう意味じやこれは臨調絡みの法案だというふうにみなさざるを得ないと思つのです。

もう一つ、お尋ねしたいと思うのは、いわゆる行政改革ということが言われるようになつてから幾つかの法案審議に参加したわけですから、臨調絡みというのは小手先で、基本的には国民が願うような、国民にはサービスを充実しながら行政機構は簡素化していくようなものとして、あるほどと国民の胸に落ちるようなものはほとんどの立場でどうお考えになるかもすばりこの機会にお尋ねしておきたいと思うのです。

○小此木國務大臣 この措置はこの措置として、

議論はいろいろあると思うのです。しかしながら、行政改革そのものも委員のおっしゃるような簡単なものではなく、国家として非常に大きな命題であると思うのでございます。それを受けた臨調申というものと合致させなければならないとすが、この点いかがですか。

○小沢(和)委員 時間もありませんから、そのことはその程度にしますけれども、この法案どおりになると、急増する業務量をどう処理するのか、それから、全国的なサービス体制をどう早急につくっていくのか、さらに、出向する通産省職員の待遇も将来に不安はないか、こういうようなことが問題になると思いますが、先ほどからいろいろとりもありました。私が伺つておつたところでは、そういう点についてはもう万全を期しているから心配をしてくれるなという立場であったと思つていますが、その点を私の立場からもう一度確認をしておきたいと思うのです。

それからもう一つお尋ねをしておきますが、業務移管時に抱えておる赤字約十九億円は資本を減らして清算するということになつておるようですが、昭和五十二年からずっと赤字続きの中で、昭和五十八年だけわずかに三億二千萬円ほどの黒字が見込まれるというけれども、こういうふうに資本を大幅に減らしたといふ中で、今後この業務の運営に不安はないのか。私は、この機会に保険料を上げて将来の運営を安定させておくとともに、臨調絡みというのは小手先で、基本的には国民が願うような、国民にはサービスを充実しながら行政機構は簡素化していくようなものとして、あるほどと国民の胸に落ちるようなものはほとんどの立場でどうお考えになるかもすばりこの機会にお尋ねしておきたいと思うのです。

○小此木國務大臣 この措置はこの措置として、

いたしましては、業務移管によりまして利用者の方々にかりそめにも御迷惑をかけるということがないように、十分な対策を公庫の方と十分協議しながら進めてまいりたいというふうに思つております。また、出向いたします当省の職員に対しまして、私どもとして当然のことながら、職員に対しましても不安を与えてはいけないわけでございまして、この点についても、先ほど来申し上げておられますように、十分な配慮というものをやつて進めてまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 次の累積赤字の問題でございますが、これはこ

の法案の附則にあるわけありますけれども、現在の資本金二十五億七千万円から累積赤字を移管

時に差し引きまして残つた、純資本と申しまよ

うか、そういった金額が約八億円になると思つて

おります。その八億円を公庫の方に運営基盤整備

基金への出資という形で承継をすることにさせて

いただいているわけであります。この八億とい

う数字が十分なものであるかどうか、こういう御質問であろうかと思ひます。

この八億という数字について、私どもといたし

ましては、昨年リース保険の保険料を一四・四%

引き上げたわけであります。そういう効果とい

うものもなお引き続きまして出てまいりと存じま

すし、あるいは保険公庫の方々によります経営の

努力というようなこと、あるいは景気の動向など

を踏まえて考えておきますと、当面、現在の、五

十八年度から出てまいつておりますこの保険制度

におきます黒字の基調といふものはなおここしば

らく続け得るというふうに思つておるわけであり

ますし、そういう意味から申しますと、とりあえ

ずこの八億という資本で特別の心配はないと思つております。

○小沢(和)委員 とりわけ、リース業者の上位の

企業の伸びといふのはすさまじいよう聞いてお

ります。それで、あなたの方の方が扱つていらっ

たけれども、五十七年度にはこれが六・〇%と大

幅に増加してござります。

○小沢(和)委員 よつと教えてください。

○志賀(学)政府委員 まずリース保険の上位五社

で申しますと、引受保険金額のシェアで申し上げ

ますが、五十五年度では二二・〇%でござります。

一九

五十七年度では三一・六%ということございました。それから、次に上位十社でござりますけれども、同じようく五十五年度では三六・一・五十七年度では四九・三、こうしたことになつております。

○小沢(和)委員 今言われたとおり、このわずか二年の間で、上位五社でも九・六%ウエートが伸びている。それから、上位十社の場合には一三・二%もウエートが伸びているということで、このリースの大手各社がどんなに物すごい勢いで伸びているかということは明らかだと思うのですが、これらのリースの大手というのは、ほとんど例外なしに大企業の資本系列下にあるわけでしょう。その点も念のためにお尋ねしておきたいと思うのです。

○志賀(学)政府委員 ちょっと手元に資料がございませんけれども、多分そうではないかというふうに思います。

○小沢(和)委員 例えばこのリース業者の中で最大手のオリエンタル・リースなどという会社も、私がさつき調べてみたら、三井銀行とかニチメン、太陽神戸、興銀、こういうようなところが出資してやつているようですし、みんなこういうような大手の業者とつながりを持つてやつているわけですね。

○志賀(学)政府委員 この制度はまさに中小企業

の近代化を図るということを一つの大きな目的として行われている制度でございます。そこで問題は、したがいましてこの機械をだれが使つていてるかということでございます。すなわち、ユーザーの中でも中小企業がどのくらいの比率を占めているかということが問題であるわけでありまして、そういう面で申しますと、割賦保険で申しますと九〇%、リース保険で申しますと七〇%、平均しまども七三%、この七三%が中小企業の方々が使つているウエートでございます。そういう意味におきまして、この制度というものはまさに中小企業の設備近代化のための制度であるというふうに私は考えているわけでございます。

むしろそういう保険契約者としては、リース業者も確かに大手のリース会社もおられます。おられますけれども、そういう方々、そういうリース会社が中小企業に対しまして普通ではなかなかリースしにくい場合でもリースできるように、それによって中小企業の近代化を進めていくこうということで保険をしているわけでございまして、決して大企業のための制度ではないといふうに私は思つております。

○小沢(和)委員 そのことについては時間がないから論争しません。

それで、もちろん私もリースということの意義

そうすると、お尋ねしたいのは、この保険は法律で、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興が目的というふうに言われているわけですけれども、実際には、中小企業の設備近代化よりも、こういうリース業者、そのまたバックにいる大手の資本などがどんなに機械類などをどんどん売つても絶対損をしないということを保障する仕組みがあつて、それがいわば心配ないから、中小企業でもどんどん売つたら結果として中小企業の設備近代化に役に立つておる、こういう仕組みなんだとうふうに私は理解したのですが、そうでしょうか。

○志賀(学)政府委員 この制度はまさに中小企業

から六十ヵ月払うと千二百三十六万円から千二百九十万円払うわけです。だから、一千万円の機械について、この契約期間が解除されたら、またさらには再リースなどということでうんと稼いでいくのでしょうか。この五年間だけでも二割から三割原価よりもがつちりもうける。だから、みんな高いと感じているのじゃないかと思うのですが、この辺もつと引き下げるよう指導をすることができないかということはいかがですか。

○山田(勝)政府委員 リース料と申しますのは、まず最初に物件の取得価格といた、今先生の御指摘の一千万円というのがございます。それに金利、税、固定資産税でございますね、それから保険料、リース会社の管理費、利益などを加算したものがございます。これにユーチャーの信用力とか、あるいは金融情勢によって異なつてくると思いますから一概には高低を判断することはできませんから、またその水準自体が基本的には市場経済のメカニズムというものにゆだねるべきものだと思いますが、今リース業界、先ほど先生御指摘のように参入が大分多くなっておりますので、そういう意味では競争が非常に激しく厳しいというところでございます。これは結局はリース料が適正な水準に設定されている力になつておるのではないかと思います。

それから、第二段の中途解約の問題でございますけれども、今リースの主流をなしております分钟左右の設備が導入できるとか、手軽に利用できるとか、いろいろメリットを数え上げる声は私どもの耳にも入っております。しかし一方では、リース料が高いとか、先ほども問題になりましたが、中途解約ができるかないとかいうような不満もいろいろ聞いておられるわけです。リース料が高いという意見については、私も調べてみたのですけれども、例えはある病院で医療用の電子機器とか分析機器などを六十ヵ月払い、つまり五年間でリースをした場合、一回あたり二・〇六%から二・一五%ぐらいい払わされているのですね。一千万円の機械だつた場合には二十万六千円から二十一万五千円、だ

すので、時流に応じまして対応をいたしております次第でございます。

○小沢(和)委員 とにかくリース業界というのは今最大の成長産業の一つになつてゐる。だから、物すごい勢いで伸び、そしてもうけも大きいわけですね。五十六年度の売上総利益率を業界の発表によつて見ると、九・八六%、粗利益は約一〇%なんですね。これは前年比プラス二九%、三割近くも粗もうけは伸びているのですよ。そして経常利益でいつても一・二%、これも二七%伸びてゐるのですよ。お客様である中小企業はみんな青息吐息でしよう。そういう中でリース業界は大もじであります。これは中小業者としてはなかなか理解しがたいと思うし、価格が高いか安いかみたいな話もさつきよつとどこかで声が聞こえてきましたけれども、私は、こういう業者が相手なんだということも考えてひとつ指導を強めていただきたいと思います。

時間もありませんから先へ進みますけれども、中小企業の倒産が戦後最高を記録しているということは、この前も私、別の質問でここで問題にしたわけですが、そういう中で、多くの中小業者は設備投資をやりたくて、自分のところが老朽化したなどを感じておつてもなかなかできないことがあります。これが実態ではないかと思うのです。白書によるところ、そういうことを感じながら投資を見送り続けている人が七七%もいるというようなことが書いてあるのですが、これが実情ではないのでしょうか。そのことをまず確認する意味でお尋ねをしておきたい。

○中澤(政府委員) 中小企業の設備投資動向は、景

気の動向にもよりますし、また資金力等にも依存するわけでございますが、最近数年におきましては、中小企業の設備投資について、意欲はありな

がらなかなか市況あるいは金利の動向等によります。ただ、最近におきましては、中小企業の設備

意欲も盛り上がりを見せておりまして、ことしに

入りましてから中小公庫等の設備投資の申し込み

状況を見ますと、対前年比二割以上の水準になつてきているという状況でございます。

○小沢(和)委員 そのように苦しい中で投資をする人たちがどういうような目的でやるかという点についても、中小企業白書にいろいろ書いてあります。私はこれを見て本当に胸を締めつけられるような思いをしたのですけれど、「コストダウンを図るための省力化・合理化設備の増加」これが六〇・八%、「多品種少量生産に適した設備の増加」これが四〇・三%、「高品質・高精度の製品を生産するための設備の増加」これが三六・七%、納期が短くなっていますから、「短期期に対応できる設備の増加」一九・五%、こういうような数字が並んでいるのですね。だから、調子がよくて生産設備を増強する必要があるからなんというのはもうほとんど影を潜めているのですよ。みんな必死になって、生き残ろうと思つたら親企業などの要求にもこたえざるを得ないという中で設備投資をやらざるを得ないわけですね。だから、私はそういう意味で、政府としても、こういう今非常に厳しい中で設備投資を進める業者に対して、もともと援助を強めていただきたいと思うのですが、かと思うのですが、これが五十九年度予算でどうなつております。

○中澤政府委員 お答えいたします。

五十九年度におきます中小企業設備近代化資金

の予算でござりますけれども、貸し付けの計画で申しますと、設備近代化資金の項目につきましては約四百億円の貸し付けを予定しております。また、設備貸与事業の方につきましては、貸付規模は対前年八・五%アップの四百三十四億円を予定しております。

○小沢(和)委員 今都道府県の方なども含めての金額が出されておりませんけれども、国の今年度だけ出づかといふ金額で見た場合には、貸し付けの方の金額など相当大幅に減つていて。それから、設備貸与の方は横滑りといふような状態じや

ないですか。だから、私はもつとこういうような関係については施策を充実していただきたいと思うのです。

私が地元の福岡県に問い合わせてみたら、福岡県では五十八年度の予算は、貸与協会では一月に談に見えた方には、五十九年度になるまで待つてくれということでストップをかけているというのが実態だというような話を聞いておるので。そういう点で、施策の充実をといふふうに言うわけですが、ところが、ちょっと聞いているところでは、最近大蔵省などが県に國の方から出す金利子つきにせよとか、あるいは業者への貸し付けの利子、今五%ですけれども、これを上げろとかいうふうに言つておるというような話を聞くのですけれども、充実してもらいたいというところに、こういうような後退をさせられたのでは、これは話にならぬと思うのです。その点で、さらに私は充実をすべきだという立場から、少なくとも後退は許されないと思うがどうか。

それからもつと充実をしていくために、例えばNC工作機械などは千五百万円も一台でするといふわけですね。だから中小企業にとって非常に負担が大きいので、今これは五年以内でしよう、それを七年くらいに延ばしてほしいというような要望もあるけれども、こういうような点についてどうか。

ささらに、時間が来たという紙が来たからこれでやめますけれども、中小企業近代化資金等助成法によると、貸与協会の事業としてリースにも手を出せるようになつておるんじやないですか。この助成法の第三条一項の二号には、「中小企業者の事業の用に供する設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し」これが今やつておるわけですね、「又は貸し付けること」というふうになつておつて、貸し付けることができるようになつておるはずなんです。だから、今都道府県の貸与協会といふのは、名前は貸すだけでも、実際には譲り渡しあやつて

ないという点でござります。パソコンの導入につきましては、現在これを対象設備の一部に追加する方向で検討中でございます。これは毎年リースに手を出すということも考えていくべきじゃないか。あるいはまた、機械類といふことにこだわって、今非常に人気があるパソコンとかマイコン、こういうようなものは対象にならないといふようなことをもよつと聞いたのですが、これなども対象にすべきじゃないだろうか。

まだいろいろ改善すべき点、指摘したい点もありますけれども、とりあえずそれだけ質問して、終わりたいと思います。

○中澤政府委員 御指摘のように、中小企業設備貸与事業あるいは近代化資金の貸付事業につきましては、中小企業政策の中でも特に小規模零細企業対策でござりますので、その内容の充実等につきましては、厳しい財政事情でござりますけれども、極力これを確保することとしております。

御指摘の貸与損料、いわゆる利子に相当する損料でござりますけれども、現行の5%をさらに引き上げるべきだという意見があることは事実でございます。ただ、これにつきましても、五十九年度につきましては、これを据え置くということで予算に組ませていただいております。

また、貸与期間の延長問題でござりますけれども、これは現行五年ということをございまして、これをさらに延ばすということについて一部に御希望があることは事実でござりますけれども、これも法定されておる事項でござりますし、また都道府県の実態を見ますと、なかなかこれを一概に、県の予算等の関係もありまして、延ばすといふことは難しい現状であるということを御理解いただきたいと思います。

また、リースの問題でございますが、これは現行の形は賦課の形で行われておりますが、小規模企業の取引の実態を見ますと、またニーズの動向を見ますと、必ずしもリースの導入に踏み切ることができるようになつておるはずなんですね。だから、今都道府県の貸与協会といふのは、名前は貸すだけでも、実際には譲り渡しあやつて

ならないということでござります。パソコンの導入につきましては、現在これを対象設備の一部に追加する方向で検討中でございます。これは毎年リースに手を出すということも考えていくべきじゃないか。あるいはまた、機械類といふことにこだわって、今非常に人気があるパソコンとかマイコン、こういうようなものは対象にならないといふようなことをもよつと聞いたのですが、これなども対象にすべきじゃないだろうか。

以上、極力小規模企業者の利用しやすい制度と在追加する方向で検討しておるということでございました。

○梶山委員長 終わります。

○梶山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

## 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織

に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

- 小此木國務大臣 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

事業協同組合、商工組合等、中小企業者の組合は、集団化、共同化によって中小企業が地位の向上を図つて行く上で、從来から重要な役割を果たしてきております。

しかしながら、近年、安定成長の定着、消費者需要の多様化、經營者の世代交代等中小企業者の組合を取り巻く経済的、社会的環境は大きく変化しております。このようない環境の変化に適切に対応する組合事業活動の展開及び組合員の世代交代の円滑化が必要になつていてことから組合機能を充実強化し、あわせて組合制度の改善を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、組合の行うことができる債務保証事業の範囲の拡大であります。現在、組合は、組合員が金融機関に対して負担する債務についての保証しか行えないこととなつておりますが、組合員の事業活動に係る債務についての保証も行えるよう範囲を拡大することとしております。

第二は、出資持ち口数の制限の緩和であります。一組合員当たりの出資持ち口数は、現在、出資総口数の百分の二十五が限度とされておりますが、脱退した組合員の持ち分を他の組合員が譲り受けようとする場合等においては、この限度を百分の三十五に緩和することとしております。

第三は、組合事業の利用者に対する制限の緩和であります。現在、組合の共同事業については、組合員以外の者の利用は、組合員の利用分量の百分

の二十までと制限されおりますが、工場等を集

団して設置する組合で、一部組合員の移転に、相

当の期間を要する場合等においては、この制限を

一時的に、一定限度まで緩和し、また、組合の体

育施設等を一般公衆に利用させる場合には、この

制限を適用しないこととしております。

第四は、企業組合制度の改善であります。設立後五年を経過した企業組合であつて、従事組合員が心身の故障で従事できなくなるような場合については、組合員のうち従事組合員の占めるべき割合等を緩和し、また、企業組合に員外監事を認めることとしております。

第五は、協業組合制度の改善であります。協業組合の組合員の推定相続人が、組合員の生前においてもその持ち分を譲り受けることができるとしております。

第六は、火災共済協同組合の改善であります。火災共済協同組合の共済契約対象者の範囲を拡大し、また、共済金額の制限方法の変更を行うこととしております。

第七は、中小企業団体中央会の事業の例示の追加であります。中小企業団体中央会の事業として、展示会等の開催等の例示を追加することとしております。

第八は、中小企業団体中央会の事業の例示の追加であります。中小企業団体中央会の事業として、展示会等の開催等の例示を追加することとしております。

第九条の二中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

## 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

〔中小企業等協同組合法の一部改正〕

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）の一部を次のように改正す

る。

第九条の二中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二第二項を次のように改める。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時五十二分散会

の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち

体育施設その他の施設で組合員の利用に供する

こととのほか併せて一般公衆の利用に供する

ことが適當であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

第九条の二の二第一項中「前条第五項」を「前

条第八項」に改める。

第九条の七の二



号中「存続する法人たる組合員」とあるのは「存続する法人たる中小企業組合員」と、同項第四号中「引き受ける組合員」とあるのは「引き受ける中小企業組合員」と読み替えるものとする。

第二百二条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百六条第一項中「申込」を「申込み」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百七条中「三万円」を「十万円」に改める。第一百七条の二中「五十万円」を「十万円」に改める。

第一百八条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第十七条第六項」を「第十七条第八項」に改める。

第一百十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第一百十五条中「二万円」を「五万円」に改める。

第一百十六条中「二万円」を「十万円」に改める。

第一百十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の中小企

業等協同組合法による火災共済契約を締結している火災共済協同組合の組合員たる法人の役員又は火災共済協同組合の組合員の使用者については、当該火災共済契約の期間内は組合員とみななし、改正後の同法第九条の七の二第二項の規定を適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸出入取引法一部改正）

第四条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条 第十九条第一項中「第六項から第八項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第五十五条まで」を「第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条、第五十五条」に改め、同条第二項中「第九条の二第四項」を「第九条の二第六項」に、「から第五項まで」を「第二項、第三項（ただし書を除く）及び第四項から第六項まで」に改め、「出資総口数の百分の十」と、「の下に「同条第四項中」を加える。

第六条 第二十七条の十六中「第五十二条から第五十四まで」を「第五十二条、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条」に、「組合員等」を「火災共済事業の利用者」に改める。

（輸出手産業の振興に関する法律一部改正）

第七条 輸出手産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 第二十五条中「第五十三条第四号」の下に「及び第五号」を加える。

（鉱工業技術研究組合法一部改正）

第九条 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条 第十六条中「第五十二条から第五十四条まで」を「第五十二条、第五十三条（第五号を除く）、第五十四条」に改める。

（理由）

事業協同組合、商工組合等の組合員たる中小企

業者が最近における経済環境の変化に適切に対応し得るよう、組合員のための債務保証事業の範囲を拡大し、組合員の出資口数の限度に特例を設ける等その組合機能の拡充を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。